

令和8年度第2回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和8年7月27日（月）

富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

富山労働局長 挨拶

議 事

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定について
- 2 その他

閉 会

- 資料 No. 1 （欠番）
- No. 2 主要統計資料
- No. 3 関係団体からの意見書（写）
- No. 4 富山県最低賃金専門部会委員名簿
- No. 5 富山県最低賃金審議運営事項
- No. 6 令和8年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）

労働経済等関係指標

令和 8 年 7 月

富山労働局労働基準部賃金室

目 次

1	生 産	
(1)	鉱工業生産	1
(2)	主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2	国内需要	
(1)	百貨店等販売額	3
(2)	新車新規登録台数	4
(3)	住宅建設	5
(4)	投資関連（全国）	6
3	物価・生計費	
(1)	物 価（総合指数）	7
(2)	勤労者世帯の消費支出	8
(3)	標準生計費（単身世帯）	9
(4)	生活保護基準額	10
4	貿易等	
(1)	貿易（全国）	11
(2)	為替相場	12
5	雇 用	
(1)	常用雇用指数	13
(2)	総実労働時間	14
(3)	所定外労働時間数（製造業）	15
(4)	完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5)	有効求人倍率	17
(6)	求人・求職状況（富山県）	18
(7)	企業の人員整理状況（富山県）	18
6	賃 金	
(1)	きまって支給する給与額	19
(2)	短時間女性労働者の1時間当たり賃金額	20
(3)	高校卒初任給（富山県）	20
7	企業倒産	21

【資料出所】

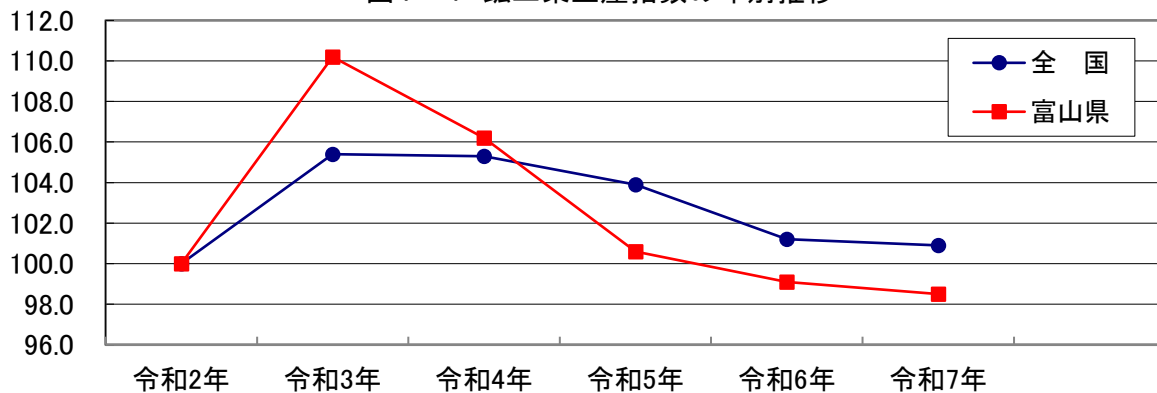
項目	図番号	タイトル	資料出所			
			全国(他県)		富山県	
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	【経済産業省】	鉱工業指数(生産・出荷・在庫、生産能力・稼働率)、製造工業採算予測指数	【富山県】	経済情勢報告 富山県鉱工業生産の動き
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移				
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)				
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)	-	-		
国内 需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	【経済産業省】	商業動態統計調査	【経済産業省】	商業動態統計調査
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-3	新車新規登録台数の年別推移	【自販連・全軽自協】	新車統計データ	【北陸信越運輸局】	富山県における新車新規登録・届出台数について
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移	【国土交通省】	建築着工統計調査報告	【富山県】	月別新設住宅着工戸数
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-7	投資関連の年別推移	【内閣府】 【国土交通省】	機械受注統計調査報告 建設工事受注動態統計調査報告	-	-
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移				
物価・ 生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	【富山市】	2020年(令和2年)基準 消費者物価指数(富山市)	【富山市】	2020年(令和2年)基準 消費者物価指数(富山市)
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移				
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移	【総務省】	家計調査	【総務省】	家計調査
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移				
	3-5	標準生計費の推移	【各県人事委】	人事委員会勧告資料	【富山県人事委】	人事委員会勧告資料
	3-6	生活保護基準額合計の推移	-	-	【厚労省】	生活保護実施要領等
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	【財務省】	貿易統計		
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移			-	-
	4-3	対米ドル円相場の年別推移	【日本銀行】	主要時系列統計データ表		
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移				
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	【厚労省】	毎月勤労統計調査(全国)	【富山県】	毎月勤労統計調査(地方)
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移				
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移				
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)				
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)				
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)				
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移	【総務省】	労働力調査	-	-
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移				
	5-9	有効求人倍率の年別推移	【厚生労働省】	一般職業紹介状況	【富山労働局】	富山労働市場ニュース
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移				
	5-11	新規求人数及び新規求職申込件数の年別推移(富山県)		-	【富山労働局】	労働市場月報
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)	-	-		
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	-	-	【厚労省】	毎月勤労統計調査(全国)
					【富山県】	毎月勤労統計調査(地方)
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1～4人)	【厚労省】	賃金構造基本統計調査	【厚労省】	賃金構造基本統計調査
	6-3	北陸三県短時間女性労働者の1時間当たり賃金の推移				
6-4	高校卒の初任給額の推移(富山県)	-	-			
企業 倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	【東京商エリサーチ】	倒産データ分析	【東京商エリサーチ】	倒産データ分析
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移				

1 生 産

(1) 鉱工業生産

鉱工業生産指数は、全国及び富山県ともに、令和3年を頂点として、減少傾向にある。富山県は、令和4・5年と減少幅が大きかったが、令和6年以降は小さくなっている。

図1-1 鉱工業生産指数の年別推移

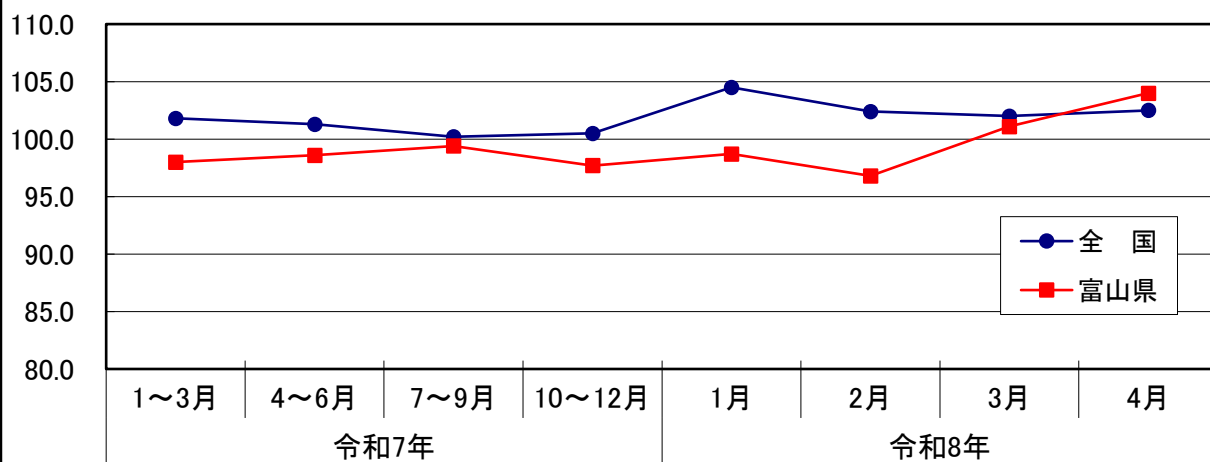


(令和2年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移(原指数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	100.0	105.4	105.3	103.9	101.2	100.9
富 山 県	100.0	110.2	106.2	100.6	99.1	98.5

図1-2 鉱工業生産指数の四半期・月別推移



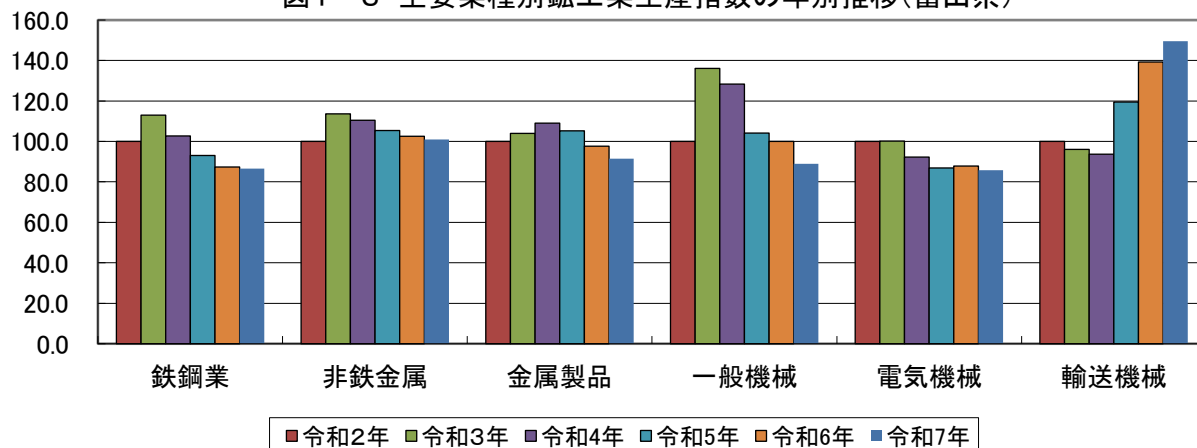
(令和2年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の四半期・月別推移(季節調整済指数)

	令和7年				令和8年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	101.8	101.3	100.2	100.5	104.5	102.4	102.0	102.5
富 山 県	98.0	98.6	99.4	97.7	98.7	96.8	101.1	104.0

(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）

図1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

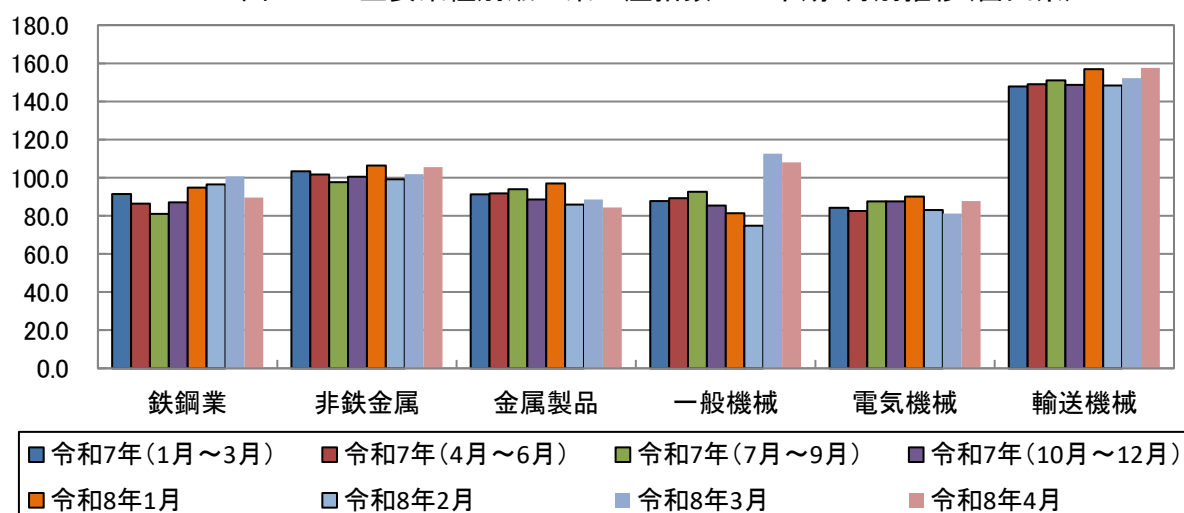


(令和2年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)(原指数)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	113.0	113.6	104.0	136.1	100.1	96.0
令和4年	102.7	110.4	109.0	128.3	92.3	93.7
令和5年	93.0	105.4	105.2	104.2	86.9	119.4
令和6年	87.4	102.5	97.7	100.0	87.9	139.3
令和7年	86.5	100.9	91.5	88.9	85.7	149.6

図1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)



(令和2年=100)

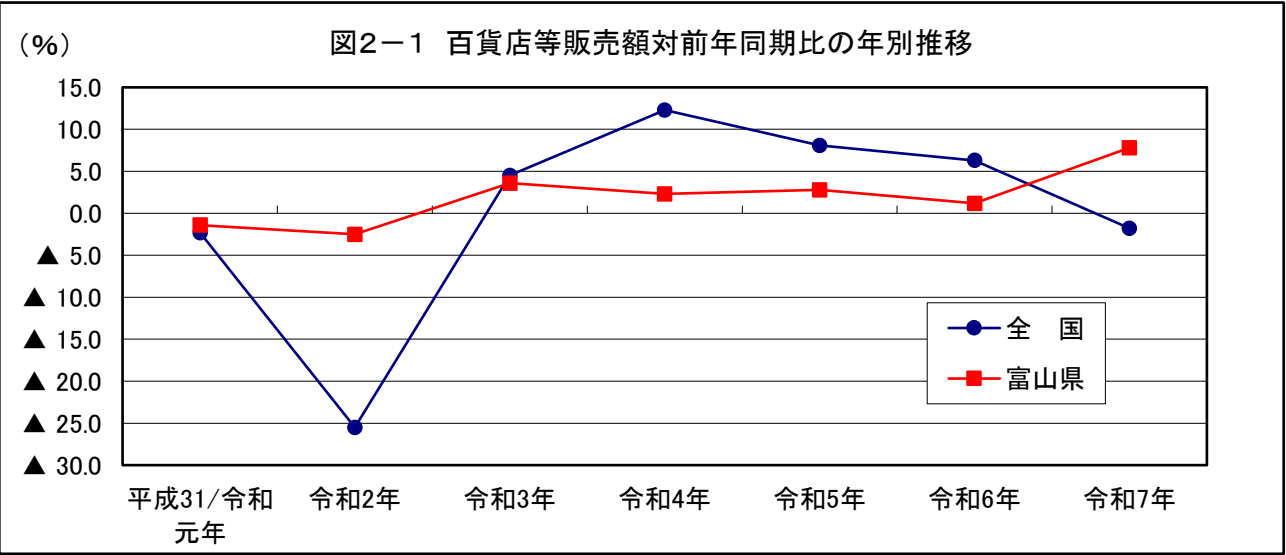
表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)(季節調整済指数)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和7年(1月~3月)	91.5	103.4	91.3	87.8	84.2	147.9
令和7年(4月~6月)	86.4	101.7	91.8	89.2	82.5	149.0
令和7年(7月~9月)	81.0	97.7	93.9	92.6	87.5	151.1
令和7年(10月~12月)	87.0	100.5	88.6	85.3	87.6	148.6
令和8年1月	94.7	106.3	96.9	81.4	90.0	156.9
令和8年2月	96.4	99.1	85.9	74.8	83.0	148.4
令和8年3月	100.6	101.8	88.6	112.6	81.2	152.2
令和8年4月	89.6	105.5	84.4	108.1	87.8	157.6

2 国内需要

(1) 百貨店等販売額

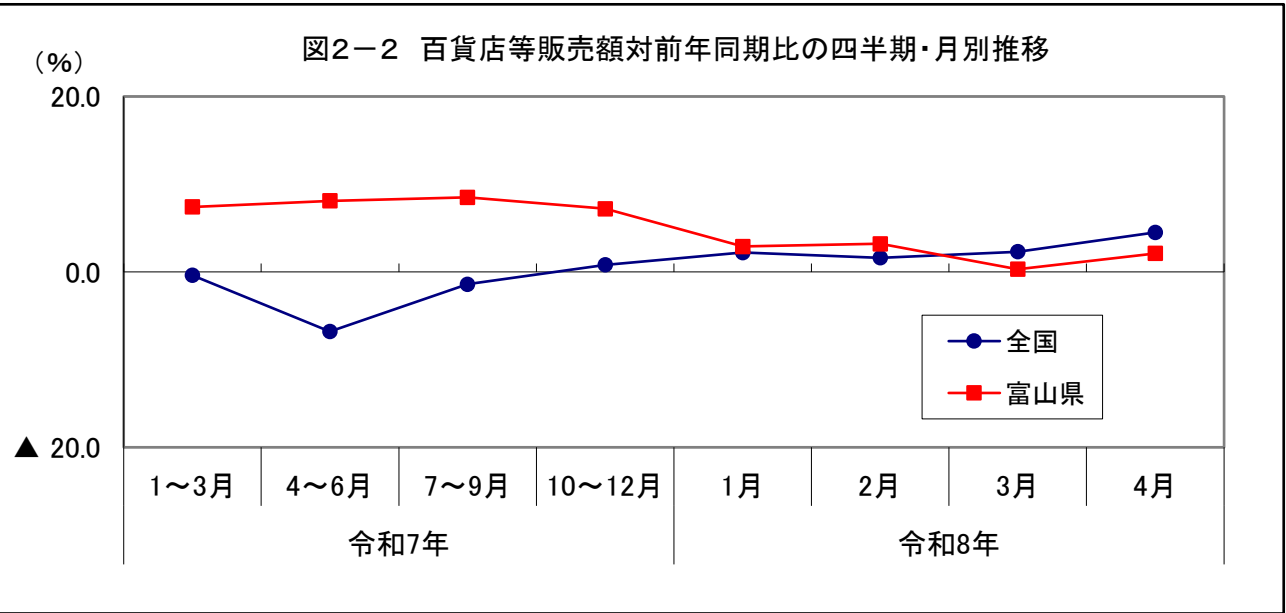
百貨店等販売額対前年同期比は、全国（百貨店）、富山県（百貨店＋スーパー）ともに、令和2年を底として回復基調にある。ただし、全国は、令和7年にマイナスに転じた。富山県は、令和3年以降プラスが続いている。



(全国は百貨店、富山県は百貨店＋スーパーの販売額対前年同期比)

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移 (%)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5	12.3	8.1	6.3	▲ 1.8
富 山 県	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6	2.3	2.8	1.2	7.8



(全国は百貨店、富山県は百貨店＋スーパーの販売額対前年同期比)

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和7年				令和8年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月
全 国	▲ 0.4	▲ 6.8	▲ 1.4	0.8	2.2	1.6	2.3	4.5
富 山 県	7.4	8.1	8.5	7.2	2.9	3.2	0.3	2.1

（２）新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む）の新規登録台数は、全国、富山県ともに令和４年まで減少傾向であったところ、令和５年は大きく増加、令和６年は減少、令和７年には再び増加となった。新車登録台数対前年比は、令和８年に入って、全国は４月以降、富山県は３月以降に増加に転じている。

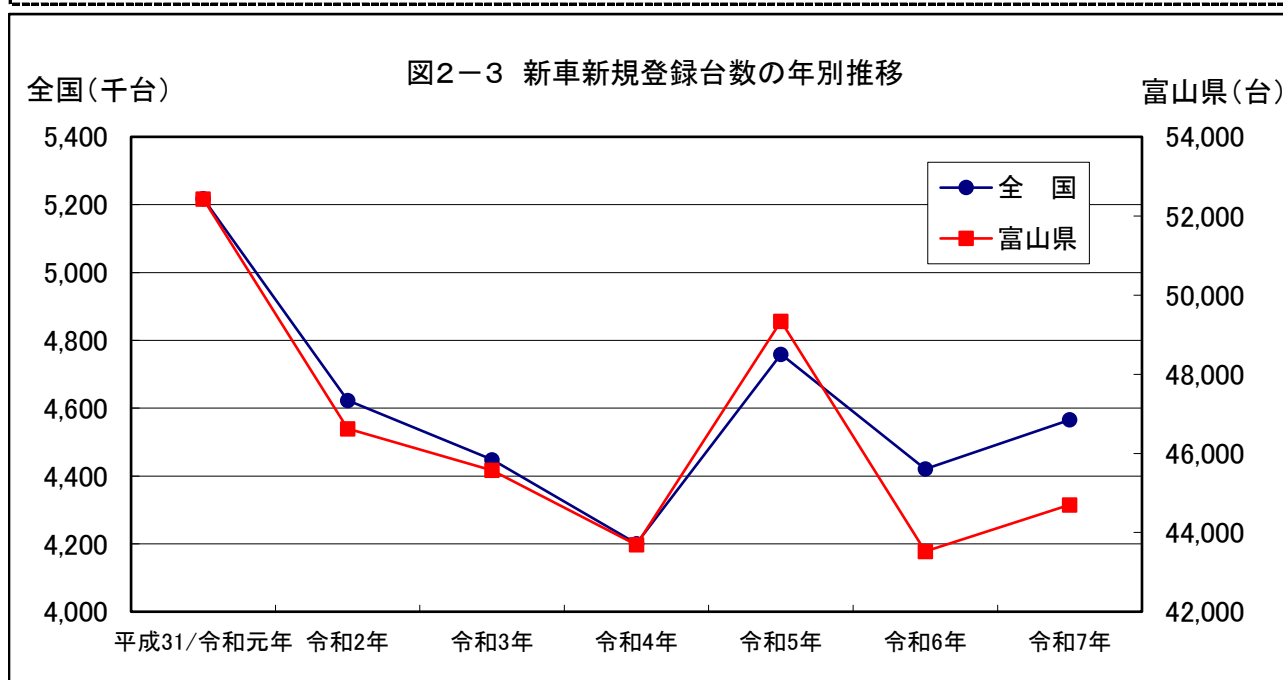


表２－３ 新車新規登録台数の年別推移 (全国:千台、富山県:台)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	5,218	4,623	4,448	4,201	4,759	4,421	4,566
富 山 県	52,431	46,625	45,573	43,693	49,339	43,524	44,701

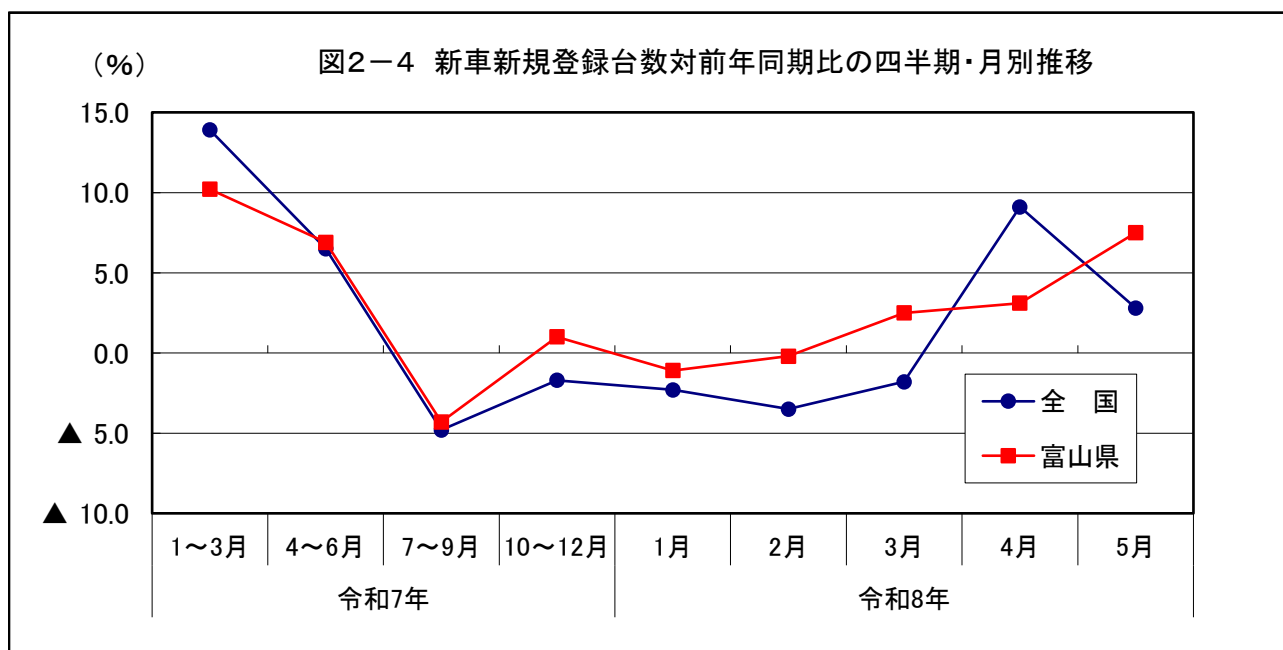


表２－４ 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	13.9	6.5	▲ 4.8	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 3.5	▲ 1.8	9.1	2.8
富 山 県	10.2	6.9	▲ 4.3	1.0	▲ 1.1	▲ 0.2	2.5	3.1	7.5

(3) 住宅建設

新設住宅着工戸数は、全国、富山県ともに、大きく減少した令和2年以降、増減を繰り返しながら、減少傾向となっている。ただし、新設住宅着工戸数対前年同期比は、全国、富山県ともに、令和8年4月以降増加に転じている。

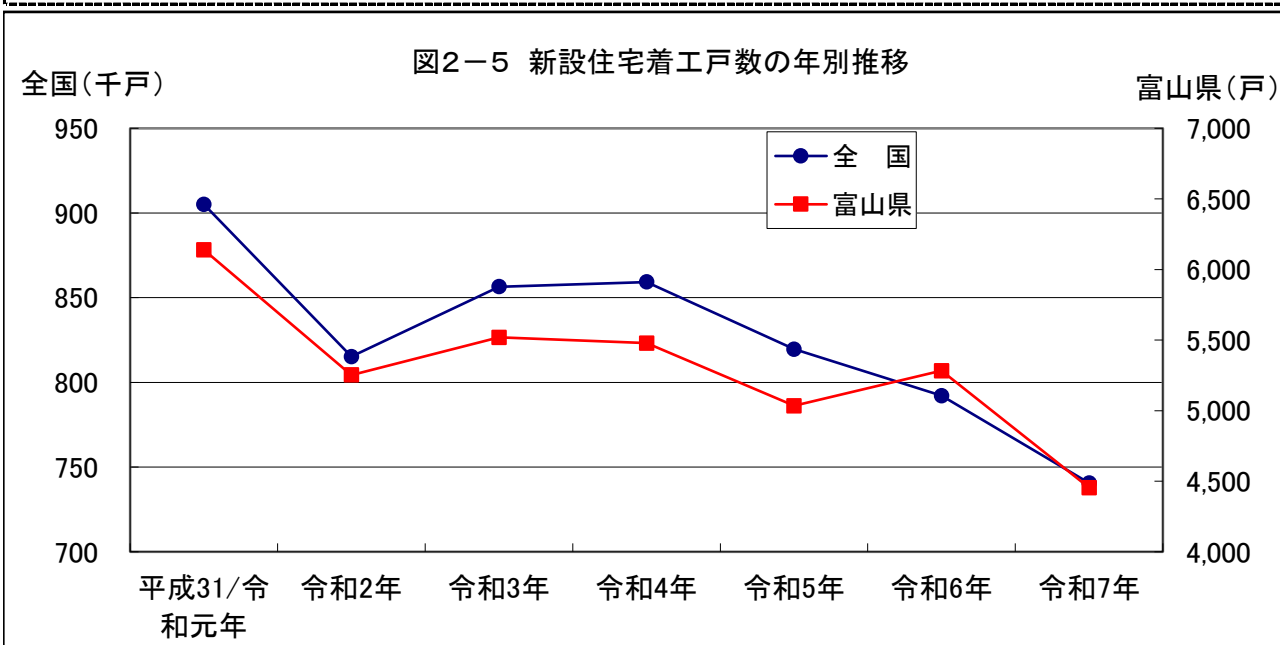


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	905.1	815.3	856.5	859.3	819.6	792.1	740.6
富 山 県	6,139	5,253	5,518	5,478	5,034	5,282	4,454

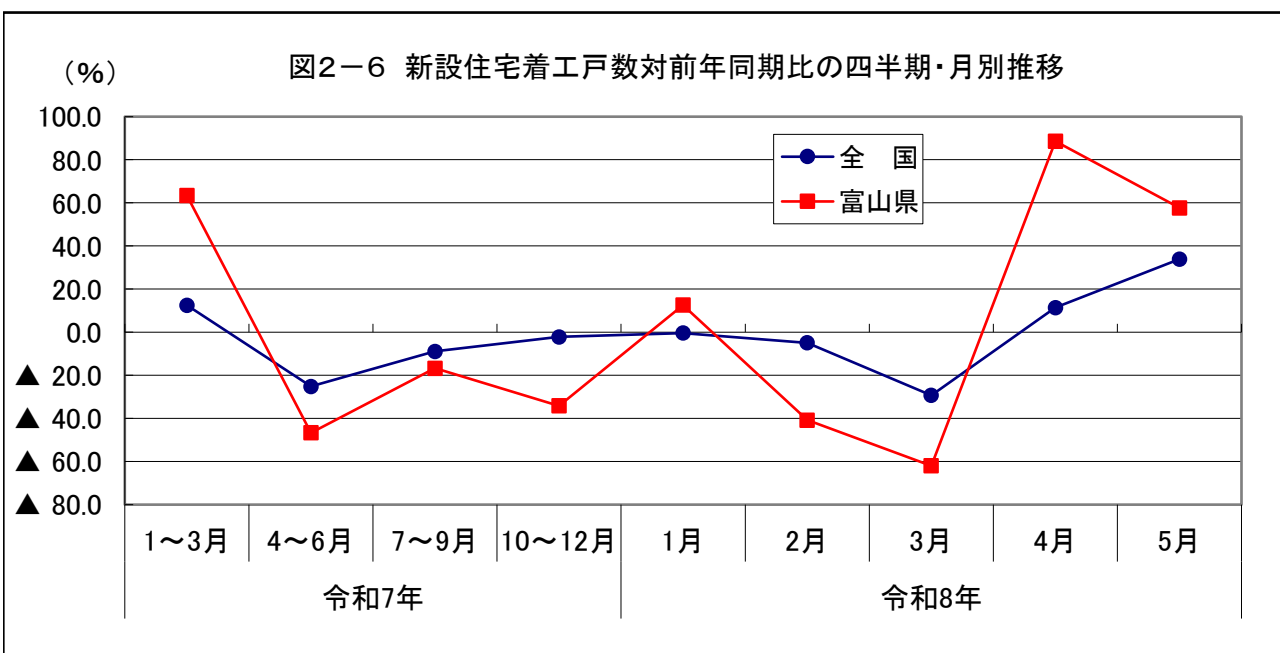


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	12.5	▲ 25.2	▲ 8.9	▲ 2.2	▲ 0.4	▲ 4.9	▲ 29.3	11.4	33.9
富 山 県	63.5	▲ 46.7	▲ 16.7	▲ 34.2	12.6	▲ 40.8	▲ 62.0	88.6	57.7

(4) 投資関連 (全国)

民需用機械受注額（船舶・電力を除く）は、ほぼ横ばいで推移するも、令和6年以降増加基調にある。建設工事受注総額（大手50社）は、5年連続で増加している。

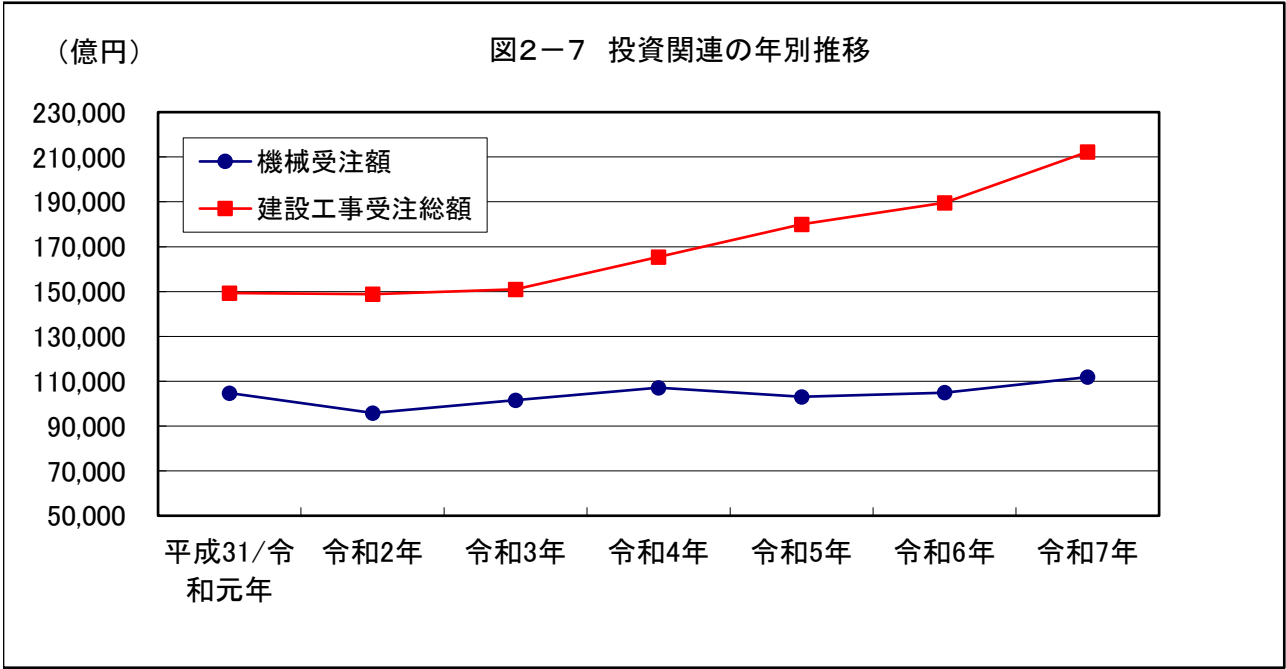


表2-7 投資関連の年別推移 (億円)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
機械受注額	104,738	95,831	101,562	107,090	103,089	104,927	111,836
建設工事受注総額	149,285	148,811	150,979	165,377	180,012	189,558	212,286

(季節調整値)

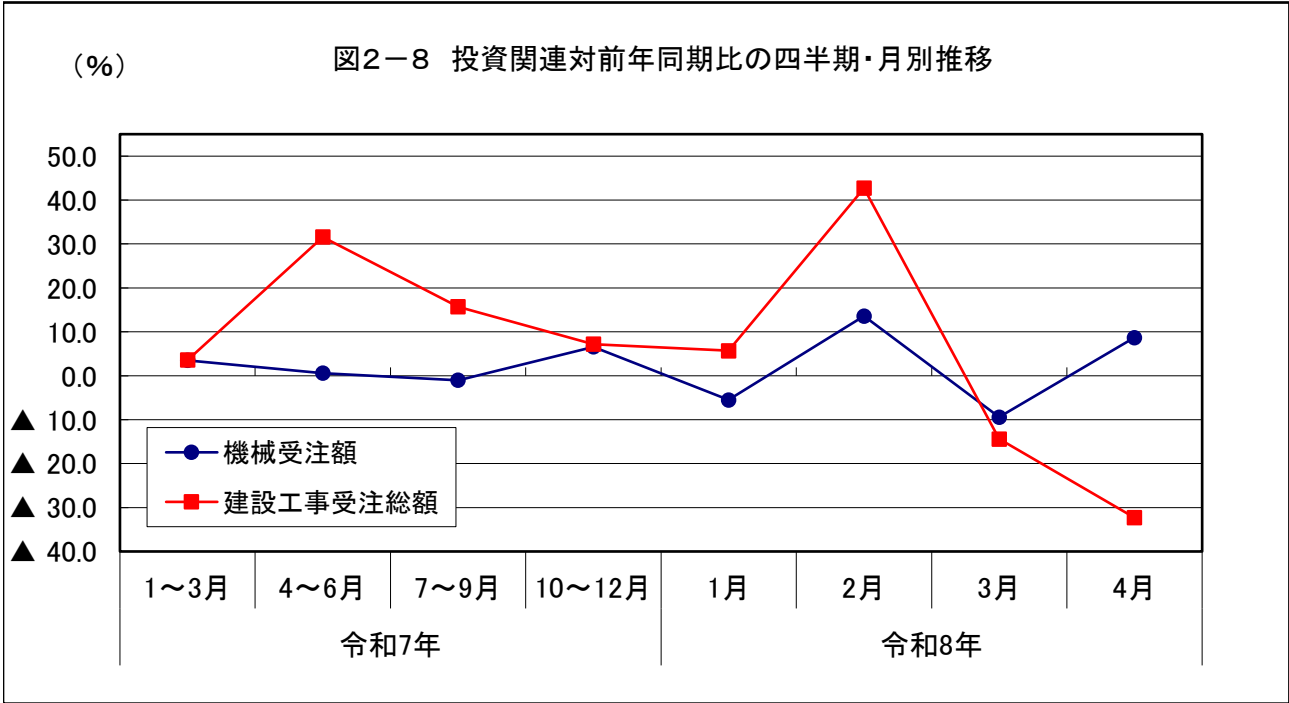


表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和7年				令和8年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月
機械受注額	3.5	0.6	▲ 1.0	6.6	▲ 5.5	13.6	▲ 9.4	8.7
建設工事受注総額	3.6	31.6	15.7	7.2	5.7	42.7	▲ 14.4	▲ 32.3

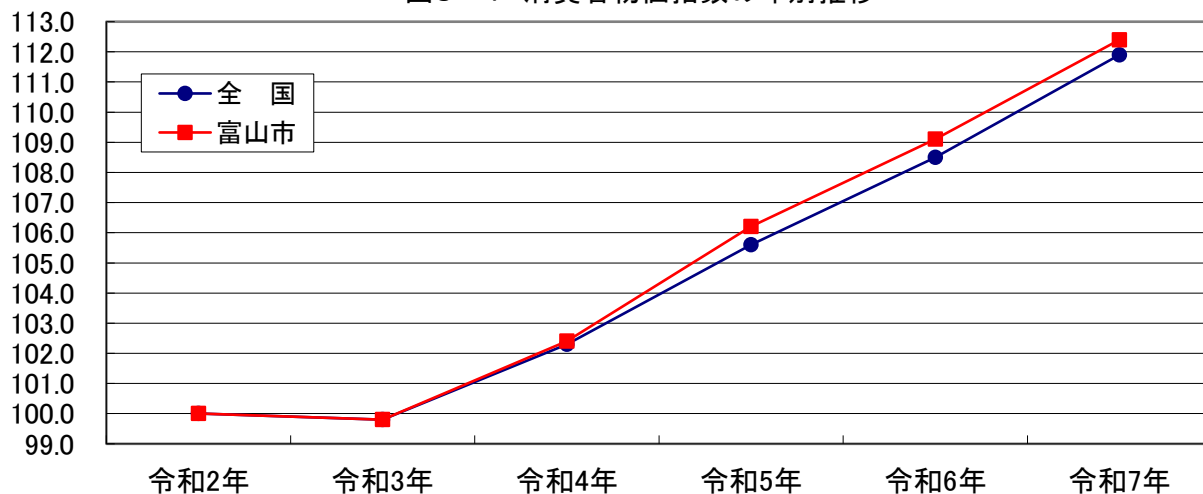
(季節調整値)

3 物価・生計費

(1) 物 価（総合指数）

富山市の消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じて以降、全国値より高い状況が続いている。

図3-1 消費者物価指数の年別推移

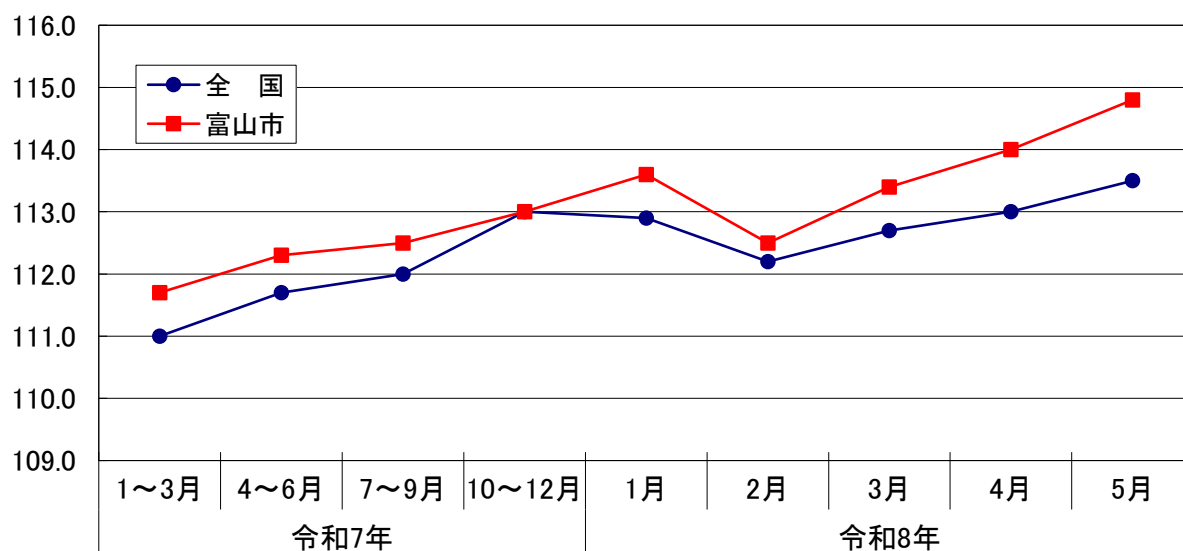


(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	100.0	99.8	102.3	105.6	108.5	111.9
富 山 市	100.0	99.8	102.4	106.2	109.1	112.4

図3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	111.0	111.7	112.0	113.0	112.9	112.2	112.7	113.0	113.5
富 山 市	111.7	112.3	112.5	113.0	113.6	112.5	113.4	114.0	114.8

(2) 勤労者世帯の消費支出

勤労者世帯の消費支出は、全国、富山市ともに、令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にある。また、富山市は、全国平均より高い状況にある。

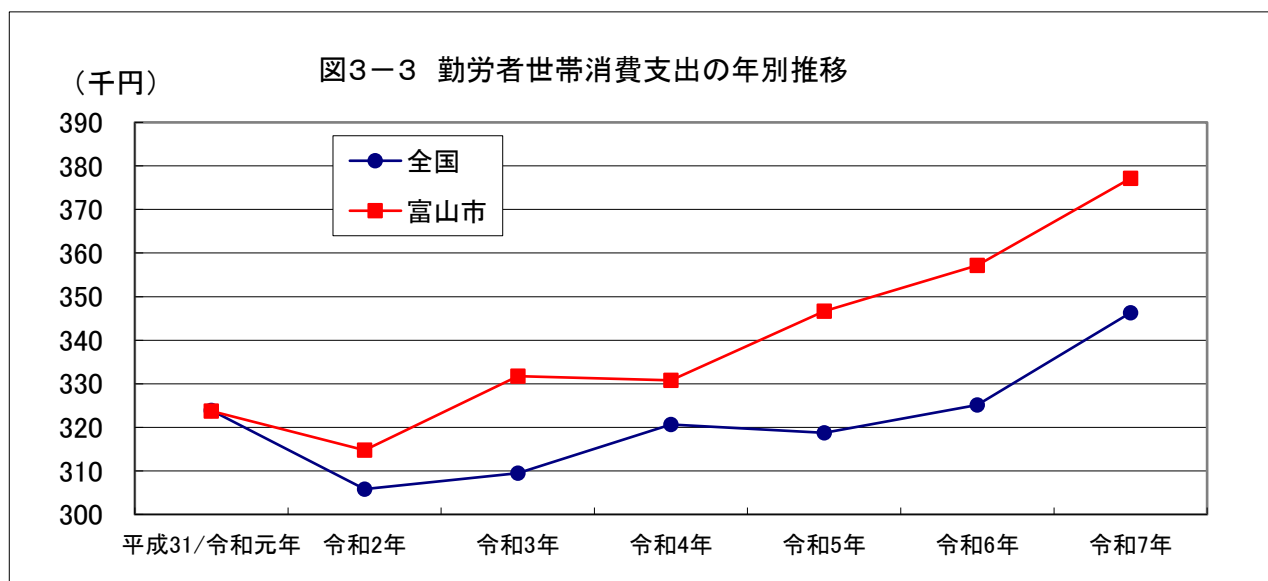


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	323,853	305,811	309,469	320,627	318,755	325,137	346,297
富 山 市	323,725	314,739	331,768	330,808	346,645	357,168	377,148

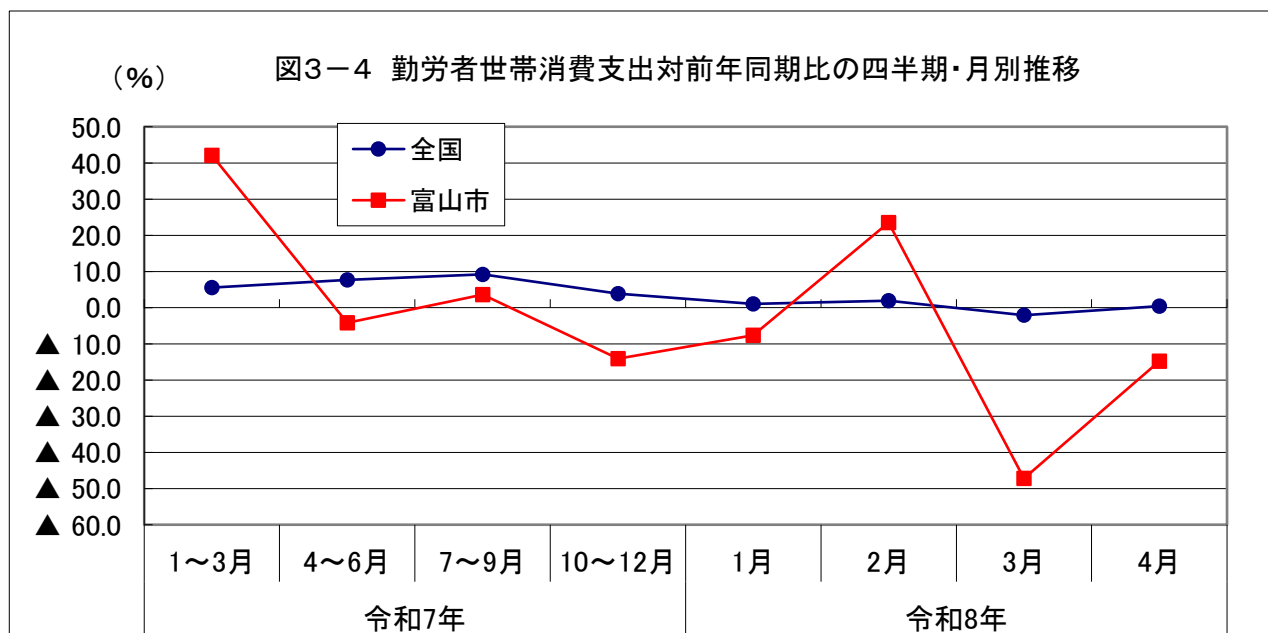


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の四半期・月別推移(名目) (%)

	令和7年				令和8年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	5.5	7.7	9.2	3.9	1.0	1.9	▲ 2.1	0.4
富 山 市	42.1	▲ 4.2	3.6	▲ 14.1	▲ 7.6	23.5	▲ 47.2	▲ 14.8

(3) 標準生計費（単身世帯）

富山市の単身世帯の標準生計費は、全国平均よりも高い。

図3-5 標準生計費の推移

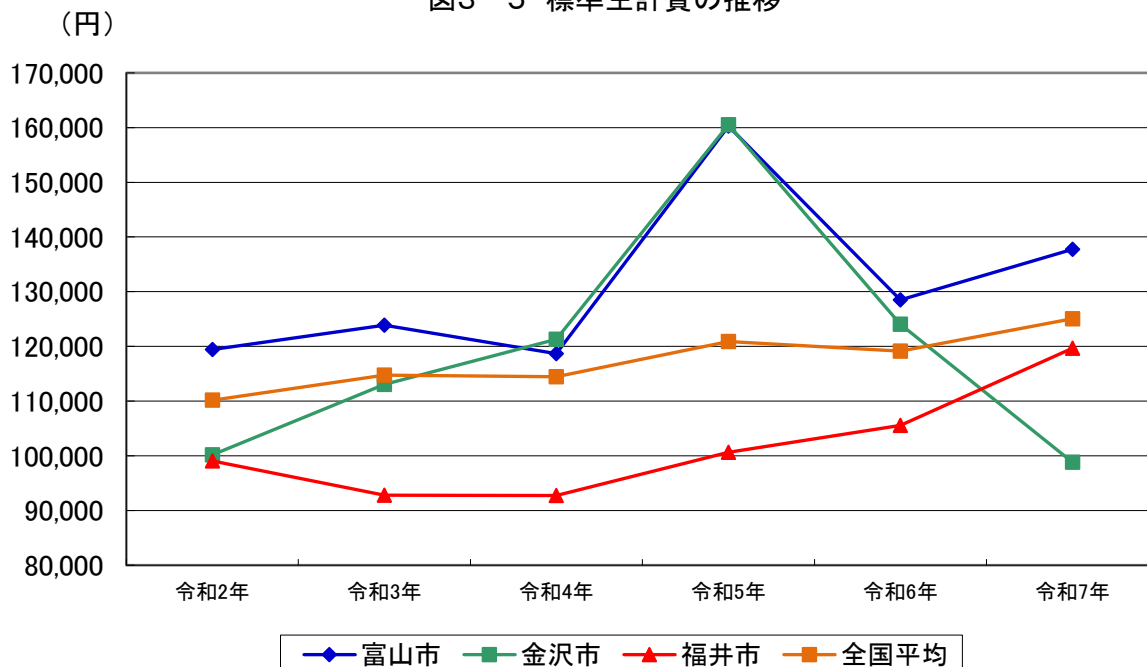


表3-5 標準生計費の推移

（円）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
富山市	119,411	123,865	118,678	160,271	128,515	137,740
金沢市	100,180	113,040	121,330	160,520	124,040	98,820
福井市	99,090	92,830	92,740	100,650	105,570	119,670
全国平均	110,160	114,720	114,480	120,910	119,110	125,060

<参考> 標準生計費（富山市）の費目別内訳

（円）

		令和5年	増減	令和6年	増減	令和7年	増減
食料費		34,966	2,964	36,412	1,446	36,865	453
住宅関係費		83,726	33,164	50,316	-33,410	58,181	7,865
被服・履物費		4,919	3	5,360	441	4,556	-804
雑費Ⅰ		26,595	8,227	20,070	-6,525	26,491	6,421
雑費Ⅱ		10,065	-2,765	16,357	6,292	11,647	-4,710
合計		160,271	41,593	128,515	-31,756	137,740	9,225

（費目）

（家計調査等における大分類項目）

食料費

: 食料

住宅関係費

: 住居・光熱・水道・家具・家事用品

被服・履物費

: 被服及び履物

雑費Ⅰ

: 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ

: その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(4) 生活保護基準額

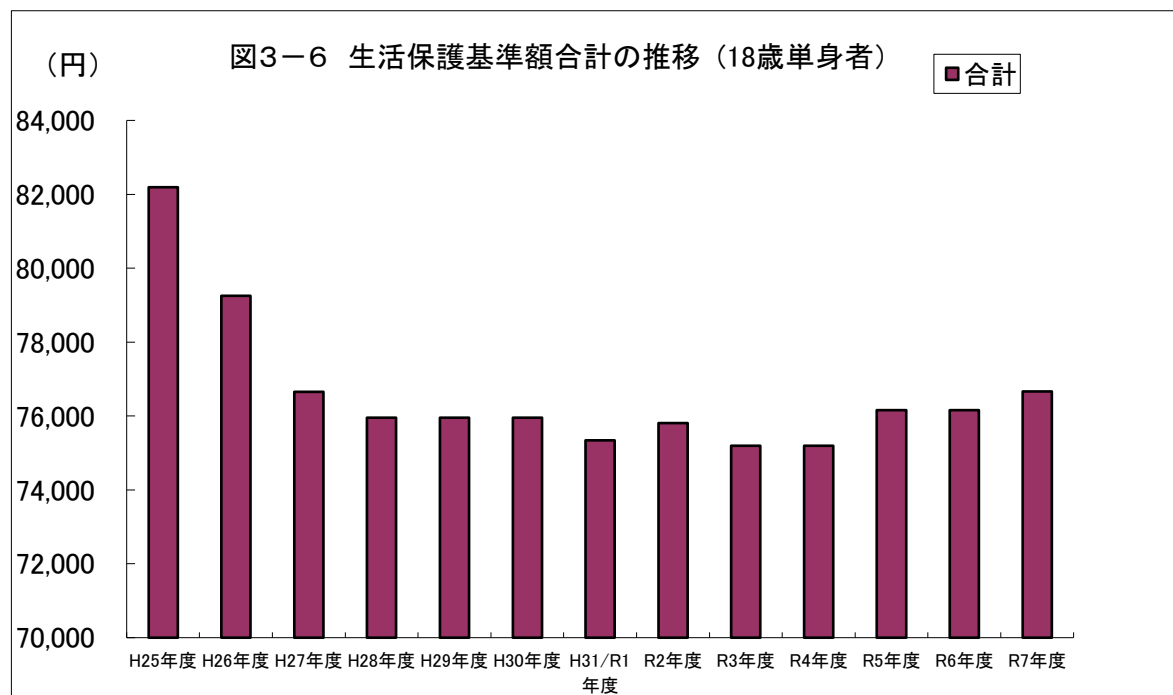


表3-6 生活保護基準額（2級地-1）（注1）の推移 (円)

区分	年度	生活扶助基準額			冬季加算額 (注2)	合計
			第1類	第2類		
18歳単身者	H25年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	—	3,730	75,810
	R3年度	71,460	—	—	3,730	75,190
	R4年度	71,460	—	—	3,730	75,190
	R5年度	72,430	—	—	3,730	76,160
	R6年度	72,430	—	—	3,730	76,160
	R7年度	72,930	—	—	3,730	76,660
3人世帯 （男33歳（稼働） 女29歳（非稼働） 子4歳）	H25年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	—	6,015	143,095
	R3年度	137,170	—	—	6,015	143,185
	R4年度	137,170	—	—	6,015	143,185
	R5年度	144,290	—	—	6,015	150,305
	R6年度	144,290	—	—	6,015	150,305
	R7年度	145,785	—	—	6,015	151,800

注1) 「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分（H27年度までは11月～3月）であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。

※ H25年度分は、H25年8月改定前の金額である。

※ H30年度分は、H30年10月改定前の金額である。

※ H31/R1年度分は、R1年10月改定前の金額である。

※ R2年度分は、R2年10月改定前の金額である。

※ R3年度分は、R2年10月改定後の金額である。

※ R5年度分は、R5年10月改定後の金額である。

※ R7年度分は、R7年10月改定後の金額である。

4 貿易等

(1) 貿易（全国）

貿易額は、令和2年以降、輸出額及び輸入額ともに増加基調にある。

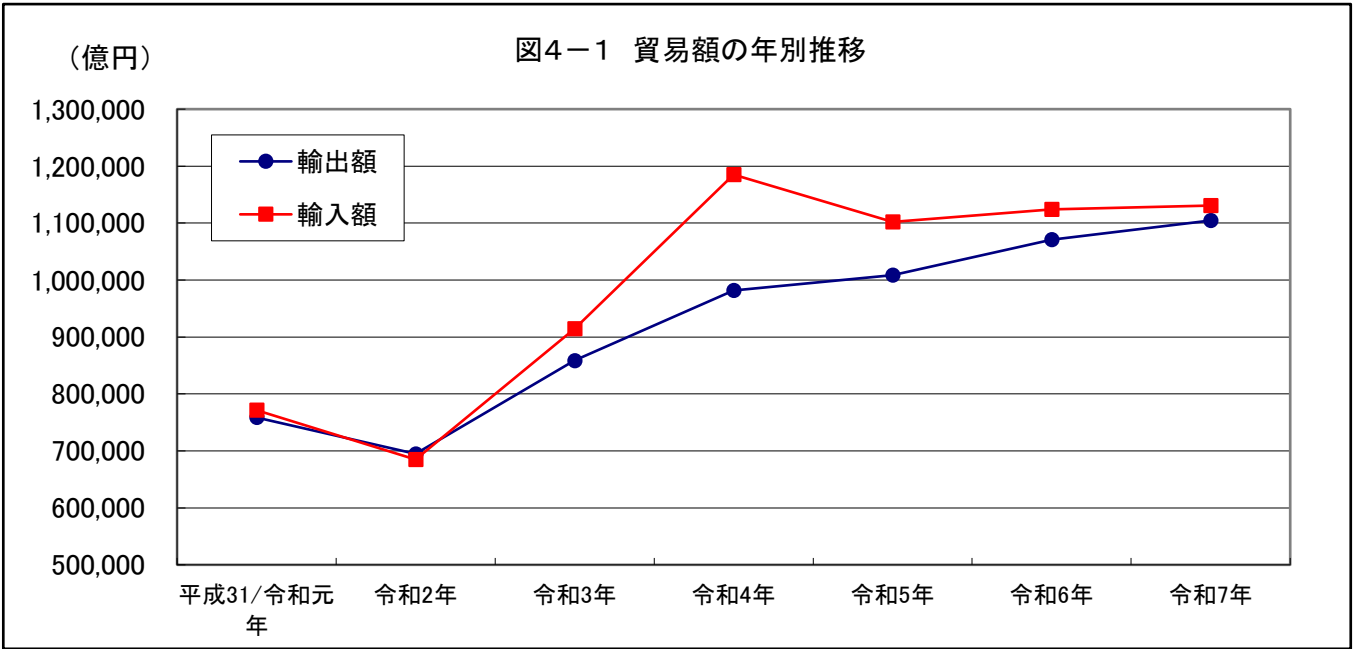
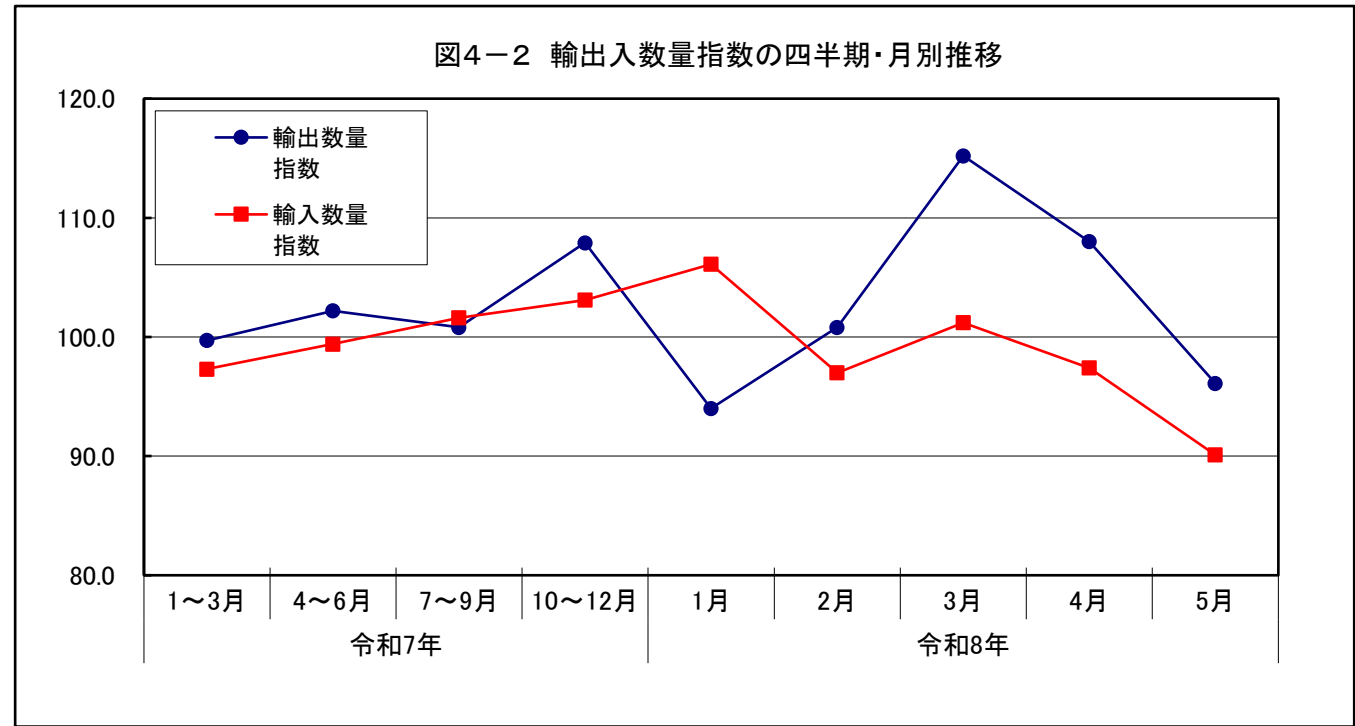


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移 (億円)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
輸 出 額	758,788	694,854	858,737	981,736	1,008,738	1,070,910	1,104,480
輸 入 額	771,724	684,868	914,603	1,185,032	1,101,956	1,124,273	1,130,987



(令和2年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
輸 出 数 量 指 数	99.7	102.2	100.8	107.9	94.0	100.8	115.2	108.0	96.1
輸 入 数 量 指 数	97.3	99.4	101.6	103.1	106.1	97.0	101.2	97.4	90.1

(2)為替相場

令和 3 年以降、円安傾向が続いている。

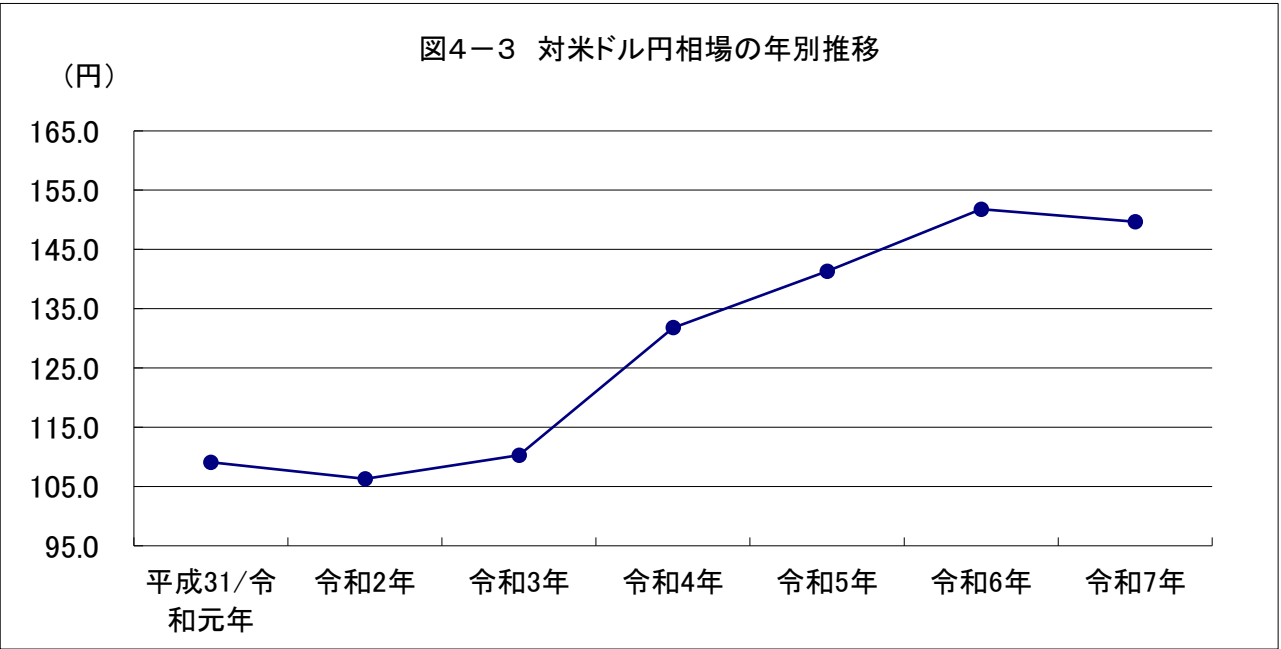


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
円相場	109.1	106.3	110.3	131.8	141.3	151.8	149.7

※為替相場(東京インターバンク相場-東京市場 ドル・円 スポット 17時時点/月末(月次))を基に積算。

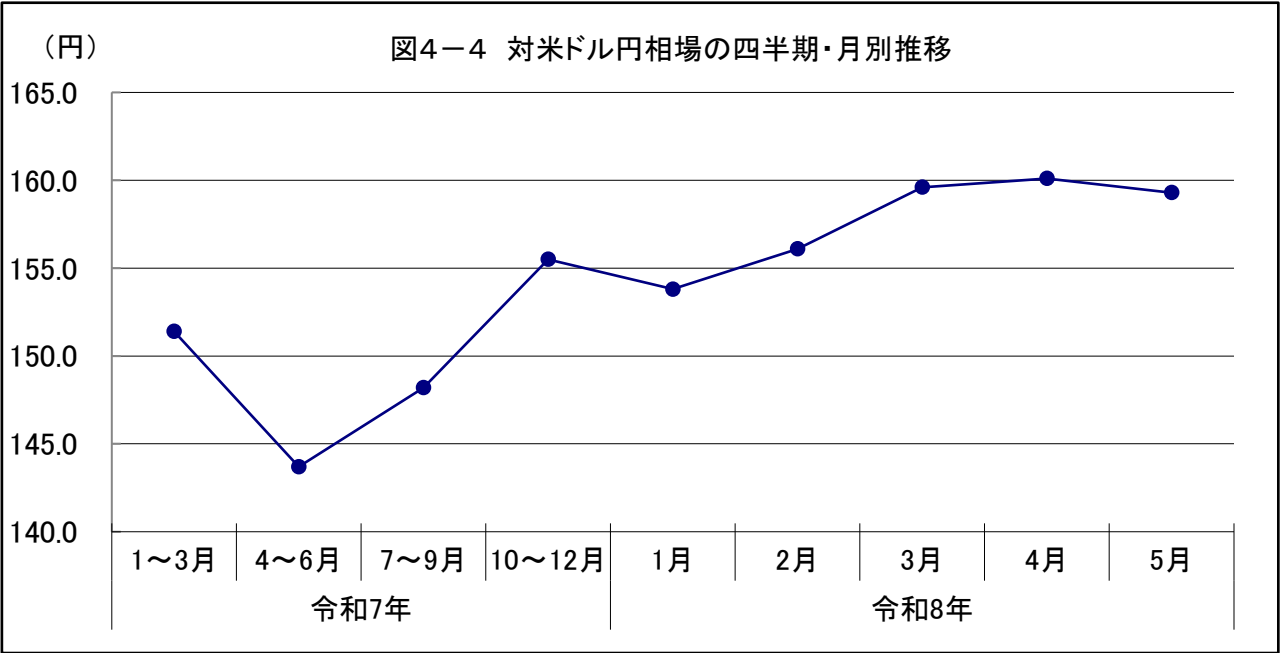


表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
円相場	151.4	143.7	148.2	155.5	153.8	156.1	159.6	160.1	159.3

※為替相場(東京インターバンク相場-東京市場 ドル・円 スポット 17時時点/月末(月次))を基に積算。

5 雇 用

(1) 常用雇用指数

富山県（全産業）の常用雇用指数は、令和3年以降100.0を超え、富山県（製造業）についても令和6年以降100.0を超えている。

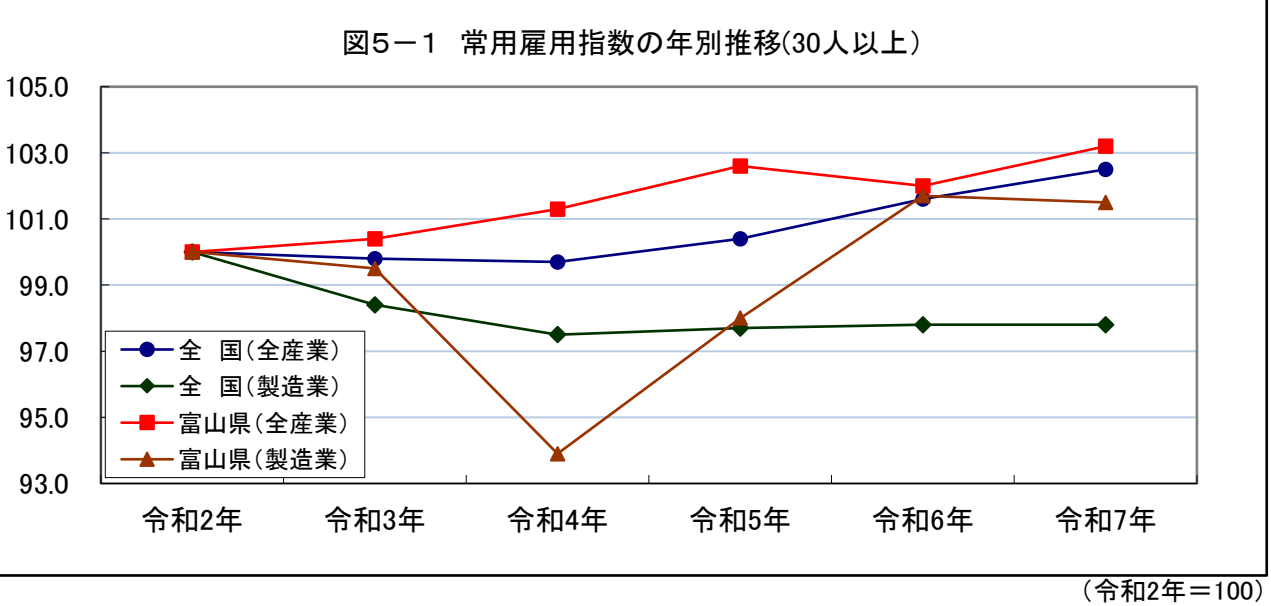


表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国(全産業)	100.0	99.8	99.7	100.4	101.6	102.5
全 国(製造業)	100.0	98.4	97.5	97.7	97.8	97.8
富山県(全産業)	100.0	100.4	101.3	102.6	102.0	103.2
富山県(製造業)	100.0	99.5	93.9	98.0	101.7	101.5

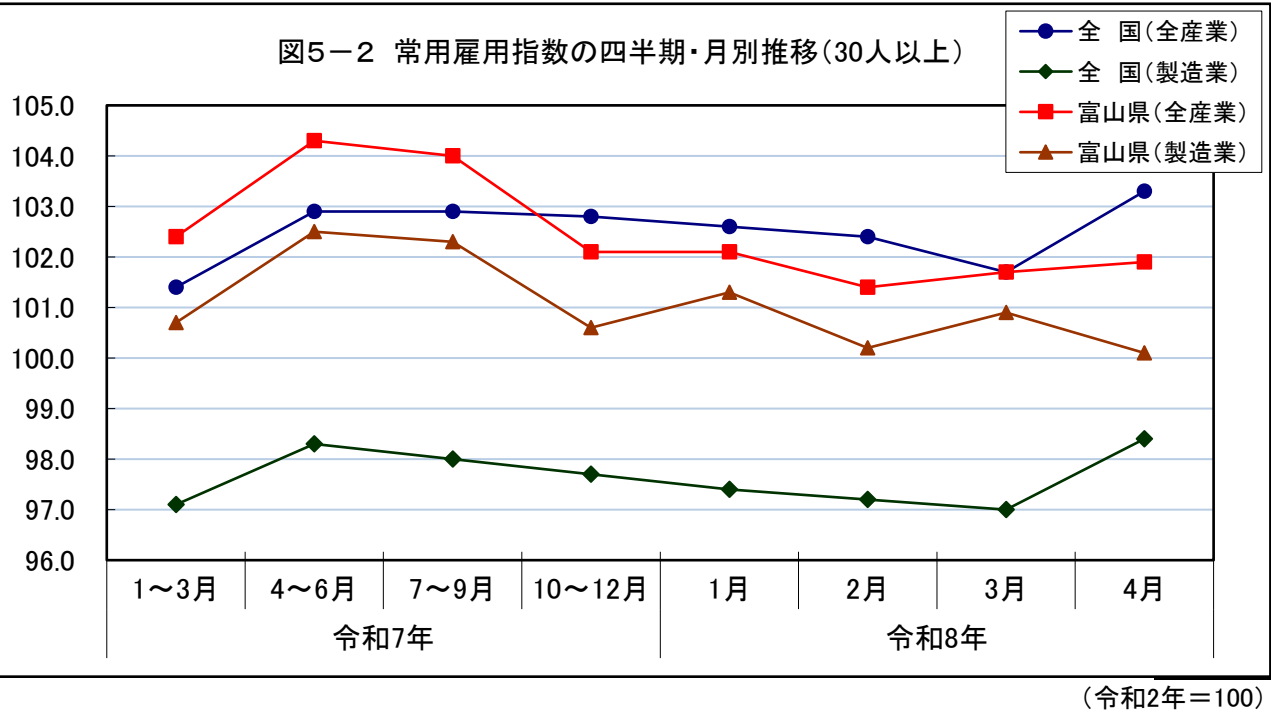


表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

	令和7年				令和8年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国(全産業)	101.4	102.9	102.9	102.8	102.6	102.4	101.7	103.3
全 国(製造業)	97.1	98.3	98.0	97.7	97.4	97.2	97.0	98.4
富山県(全産業)	102.4	104.3	104.0	102.1	102.1	101.4	101.7	101.9
富山県(製造業)	100.7	102.5	102.3	100.6	101.3	100.2	100.9	100.1

(2) 総実労働時間

令和2年以降、全国、富山県ともに概ね横ばいの状況が続いている。

(時間) 図5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上)

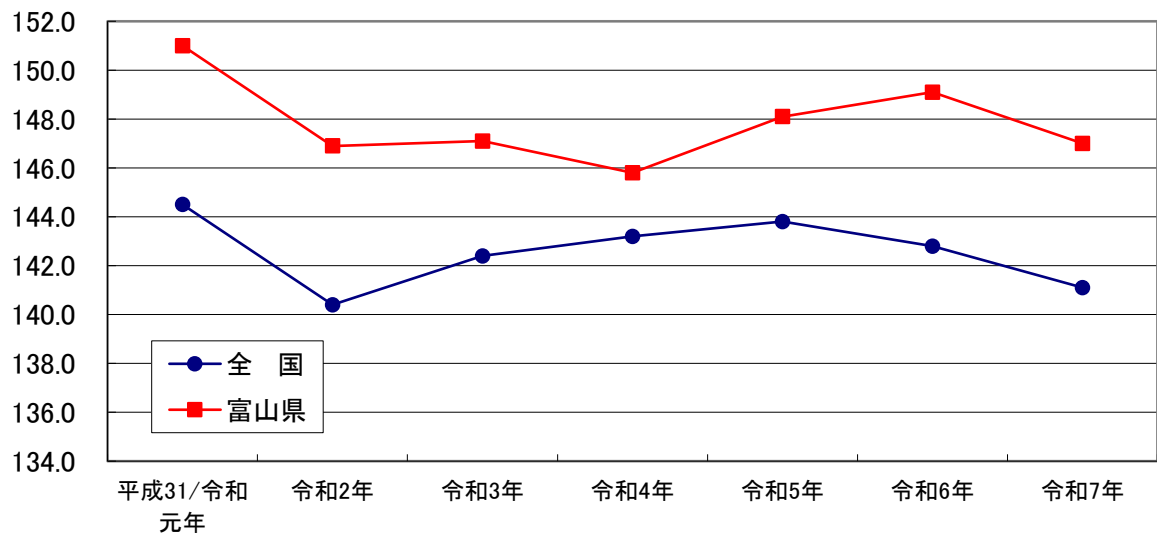


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	144.5	140.4	142.4	143.2	143.8	142.8	141.1
富 山 県	151.0	146.9	147.1	145.8	148.1	149.1	147.0

(時間) 図5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間(富山県, 30人以上)

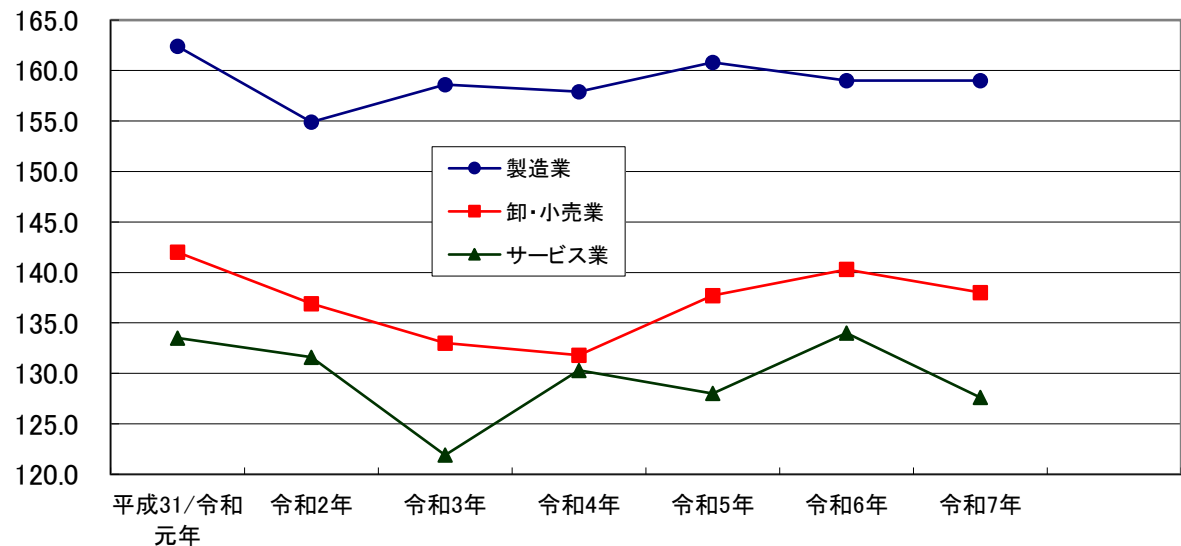


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	162.4	154.9	158.6	157.9	160.8	159.0	159.0
卸・小売業	142.0	136.9	133.0	131.8	137.7	140.3	138.0
サービス業	133.5	131.6	121.9	130.3	128.0	134.0	127.6

* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

(3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、令和2年に大きく減少した後、令和3年には上昇傾向に転じ、以降、ほぼ横ばい状態となっている。

(時間) 図5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上)

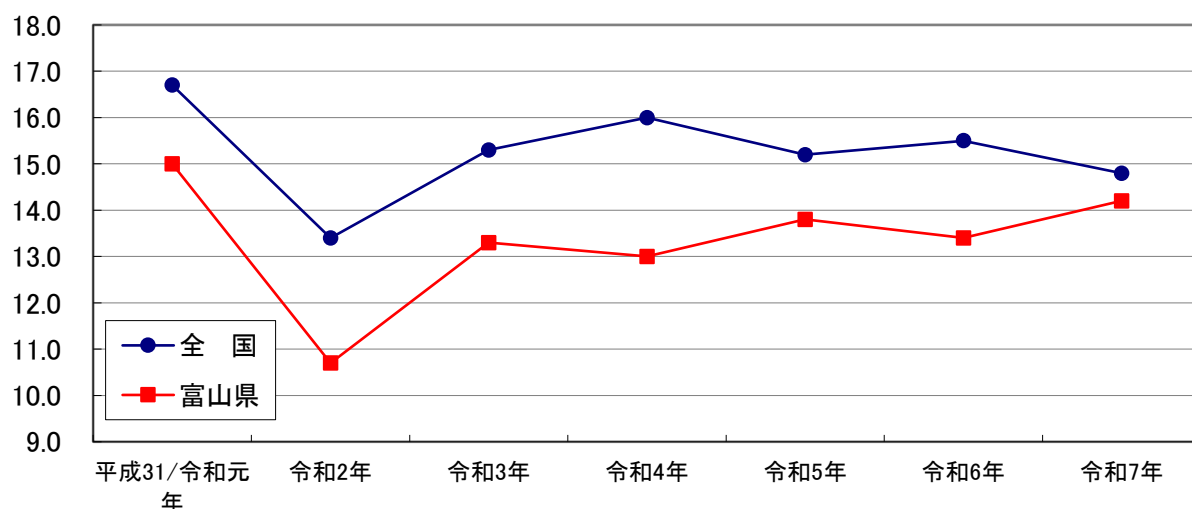
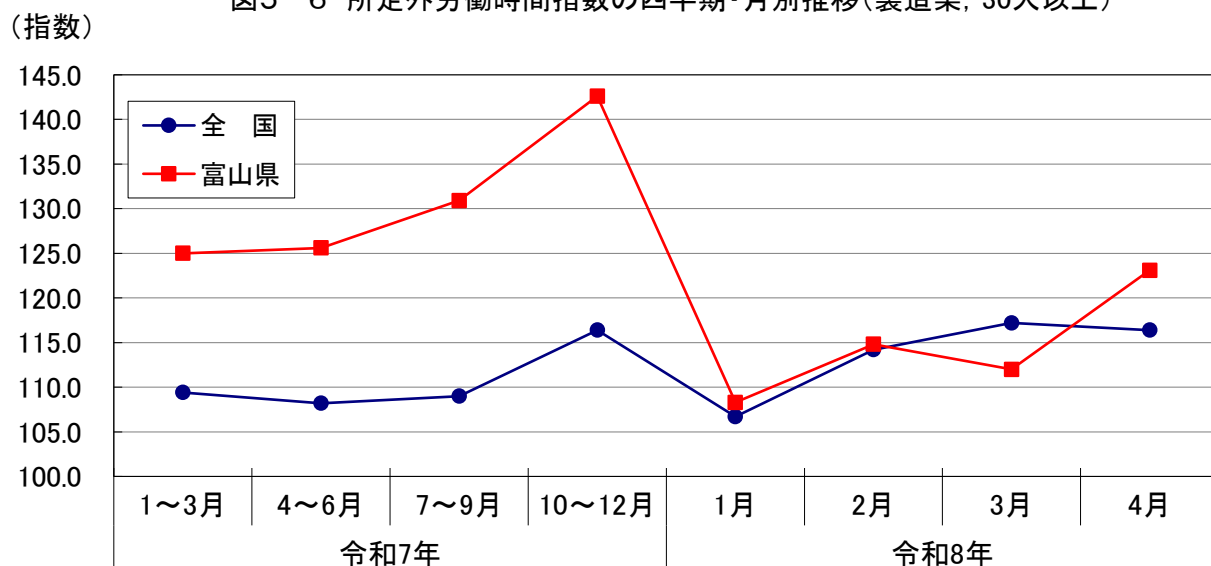


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	16.7	13.4	15.3	16.0	15.2	15.5	14.8
富 山 県	15.0	10.7	13.3	13.0	13.8	13.4	14.2

図5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和7年				令和8年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	109.4	108.2	109.0	116.4	106.7	114.2	117.2	116.4
富 山 県	125.0	125.6	130.9	142.6	108.3	114.8	112.0	123.1

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

完全失業者数、完全失業率いずれも令和4年以降は、横ばいの状態となっている。

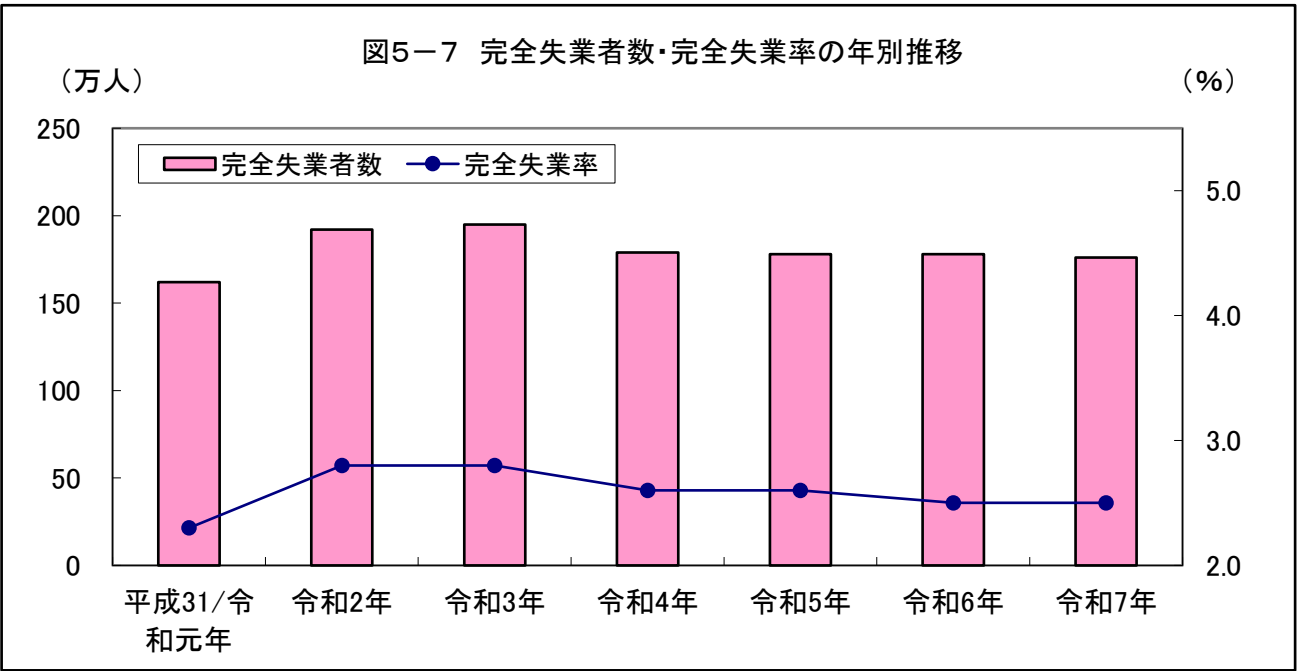


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, %)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
完全失業者数	162	192	195	179	178	178	176
完全失業率	2.3	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	2.5

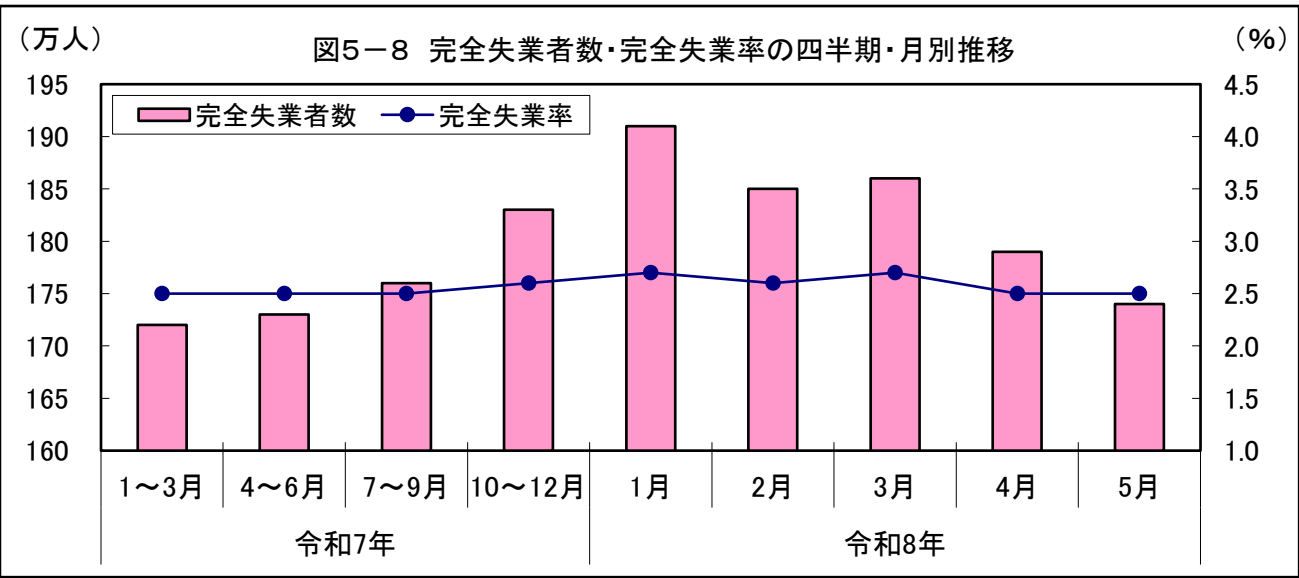


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, %)

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
完全失業者数	172	173	176	183	191	185	186	179	174
完全失業率	2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5

(5) 有効求人倍率

有効求人倍率は、令和2年に全国、富山県ともに大きく低下した後、一進一退の状況が続いている。富山県は常に全国平均より高く推移している。

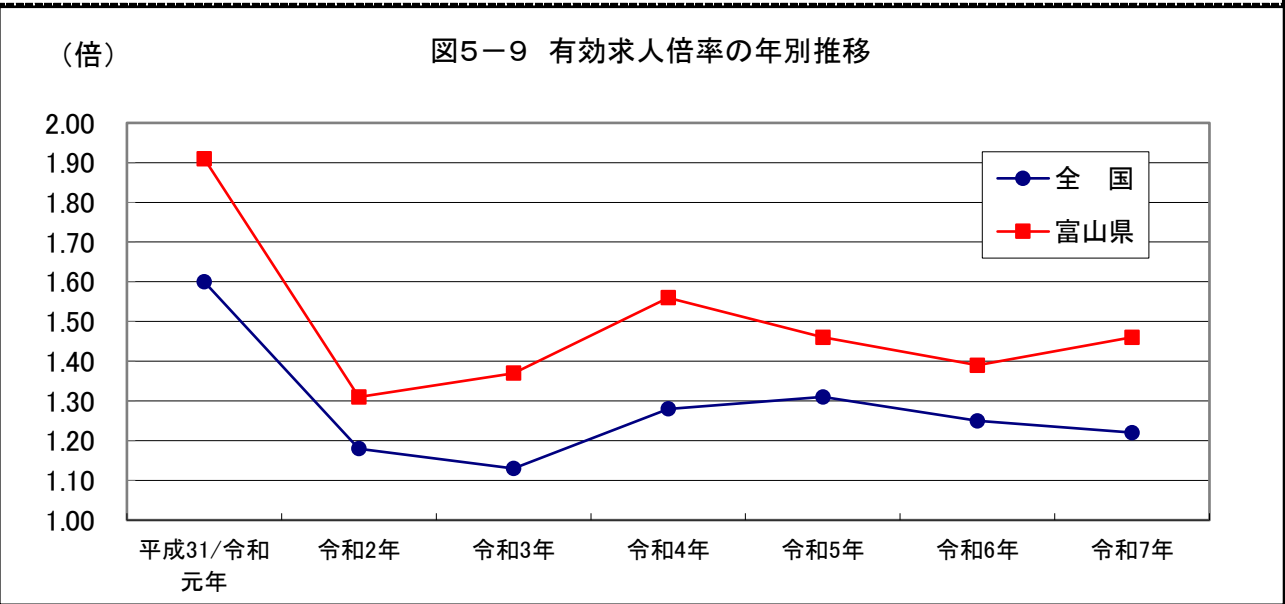


表5-9 有効求人倍率の年別推移 (倍)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.22
富 山 県	1.91	1.31	1.37	1.56	1.46	1.39	1.46

(全国、富山ともに季節調整値)

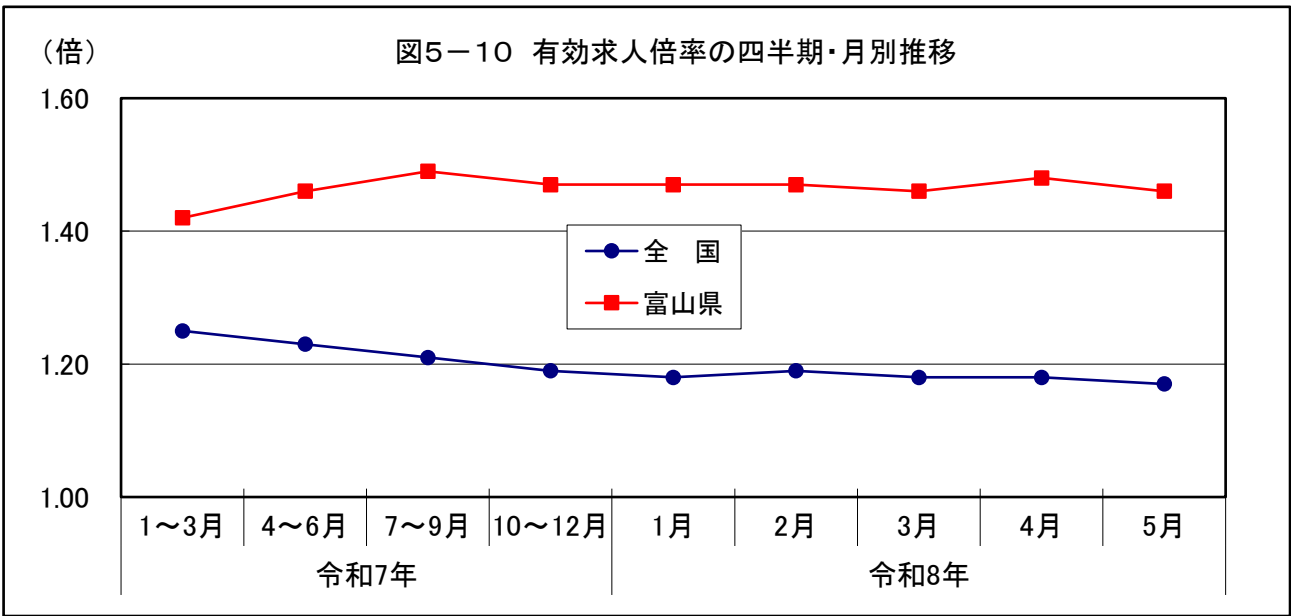


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移 (倍)

	令和7年				令和8年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	1.25	1.23	1.21	1.19	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
富 山 県	1.42	1.46	1.49	1.47	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46

(全国、富山県ともに季節調整値)

(6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数は、令和2年度を底として回復傾向にあるが、平成31/令和元年度の水準までには至っていない。また、新規求職申込件数については、減少傾向が続いている。

図5-11 新規求人数及び新規求職申込件数の年別推移

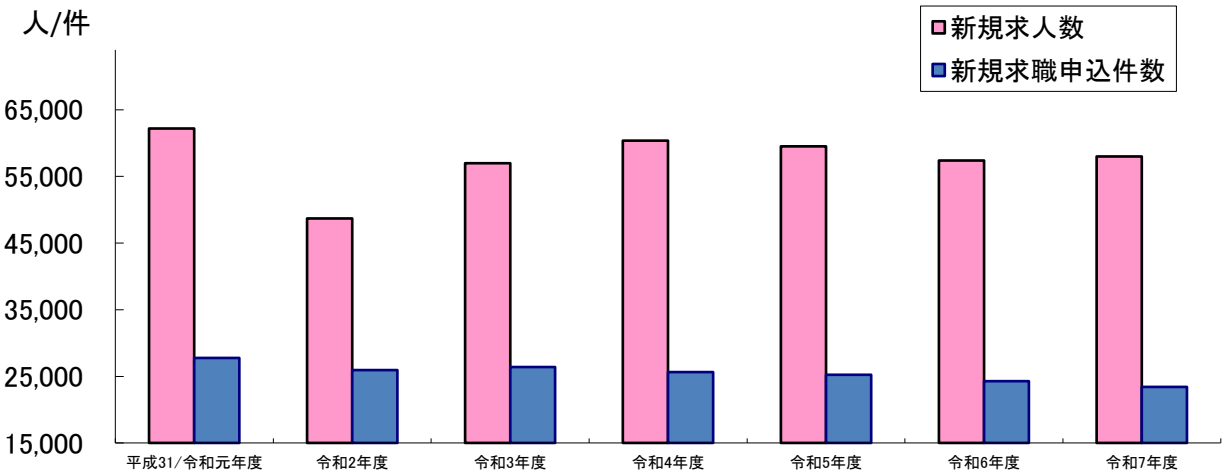


表5-11 求人及び求職状況の年別推移（パートを除く）（人/件）

	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規求人数	62,183	48,686	56,990	60,377	59,502	57,414	58,012
新規求職申込件数	27,781	25,943	26,393	25,617	25,243	24,248	23,412

* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計

(7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、令和2年度及び令和6年度に増加したものの、総じて一進一退の状況が続いている。

図5-12 企業人員整理状況の年別推移

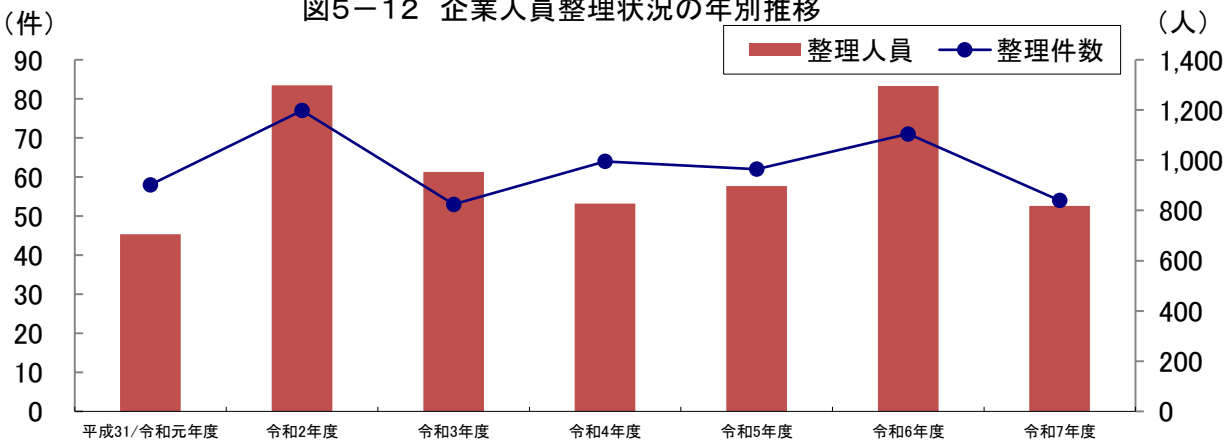


表5-12 企業人員整理状況の年別推移（件/人）

	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整理件数	58	77	53	64	62	71	54
整理人員	705	1,298	953	828	897	1,295	818

* 整理人員5人以上

6 賃 金

(1) きまって支給する給与額

きまって支給する給与額にかかる富山県内の規模間別格差は、令和5年度まではやや拡大傾向にあったが、令和6年度から縮小している。また、東京と富山県の格差（規模1～4人）は、令和6年に引き続き、令和7年度も大幅に縮小した。

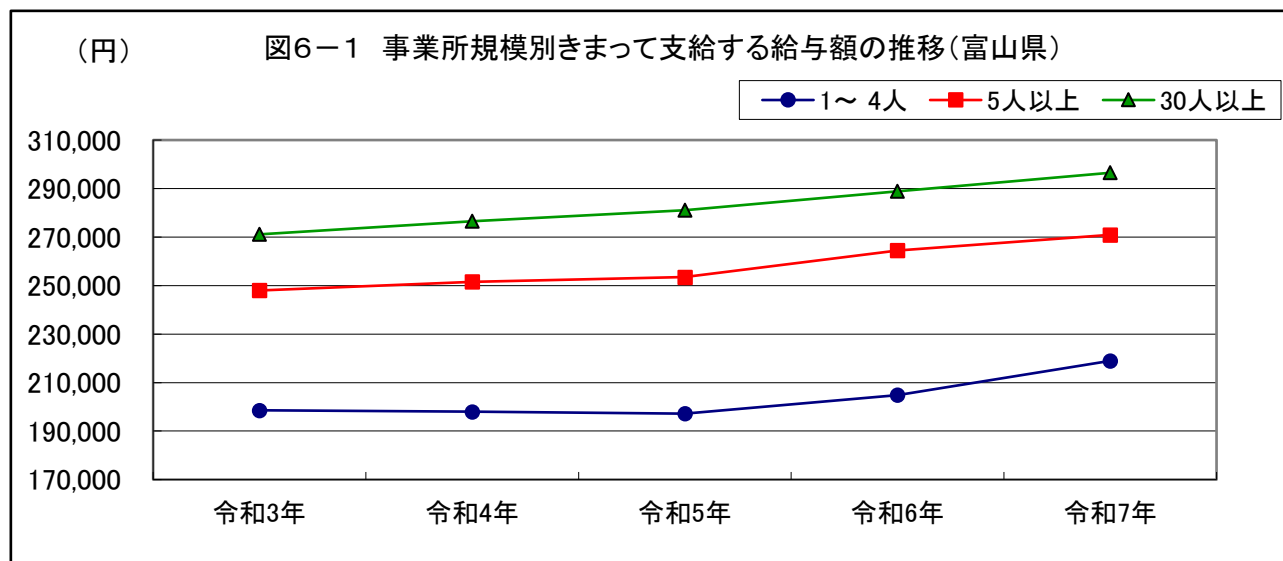


表6-1 事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差
1～4人	198,532	73.2	197,959	71.6	197,193	70.2	204,852	70.9	218,964	73.8
5人以上	247,975	91.5	251,501	91.0	253,479	90.2	264,461	91.6	270,909	91.4
30人以上	271,122	100.0	276,504	100.0	281,096	100.0	288,828	100.0	296,506	100.0

(格差:規模30人以上=100)

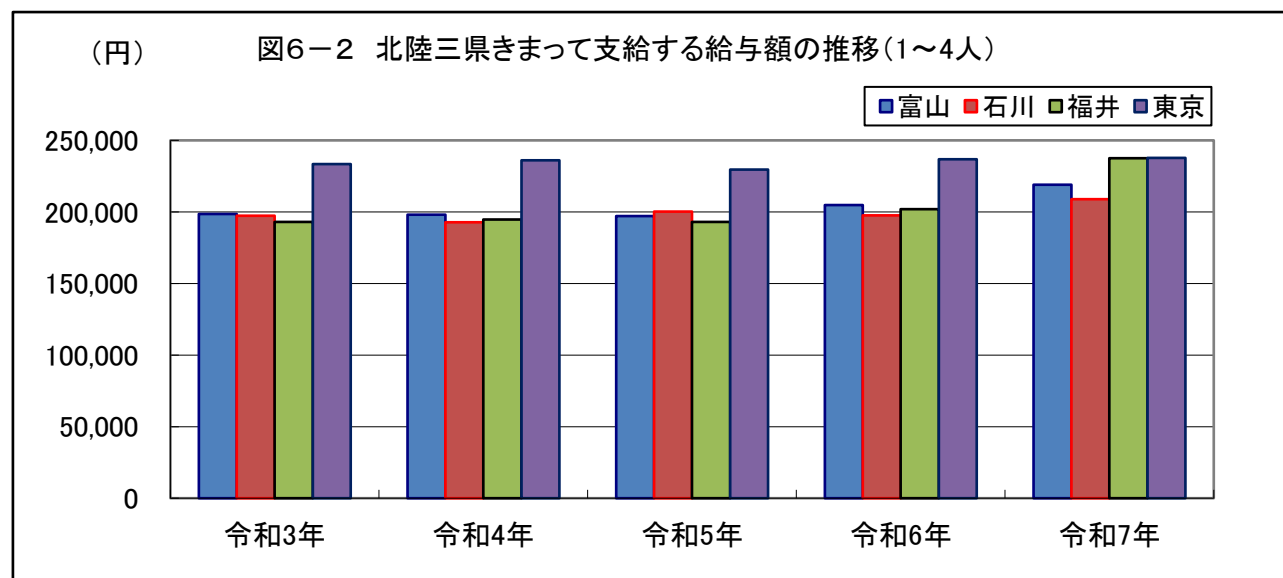


表6-2 北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1～4人)

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差
富 山	198,532	85.1	197,959	83.9	197,193	85.9	204,852	86.5	218,964	92.1
石 川	197,403	84.6	192,719	81.6	200,274	87.2	197,636	83.4	208,995	87.9
福 井	192,924	82.7	194,764	82.5	192,988	84.1	202,034	85.3	237,631	99.9
東 京	233,343	100.0	236,076	100.0	229,557	100.0	236,832	100.0	237,813	100.0

(格差:東京=100)

（２）短時間女性労働者の1時間当たり賃金額

短時間女性労働者の1時間当たり賃金格差について、全国と富山との格差は、ほぼ横ばいの状況にあったが、令和7年は縮小した。

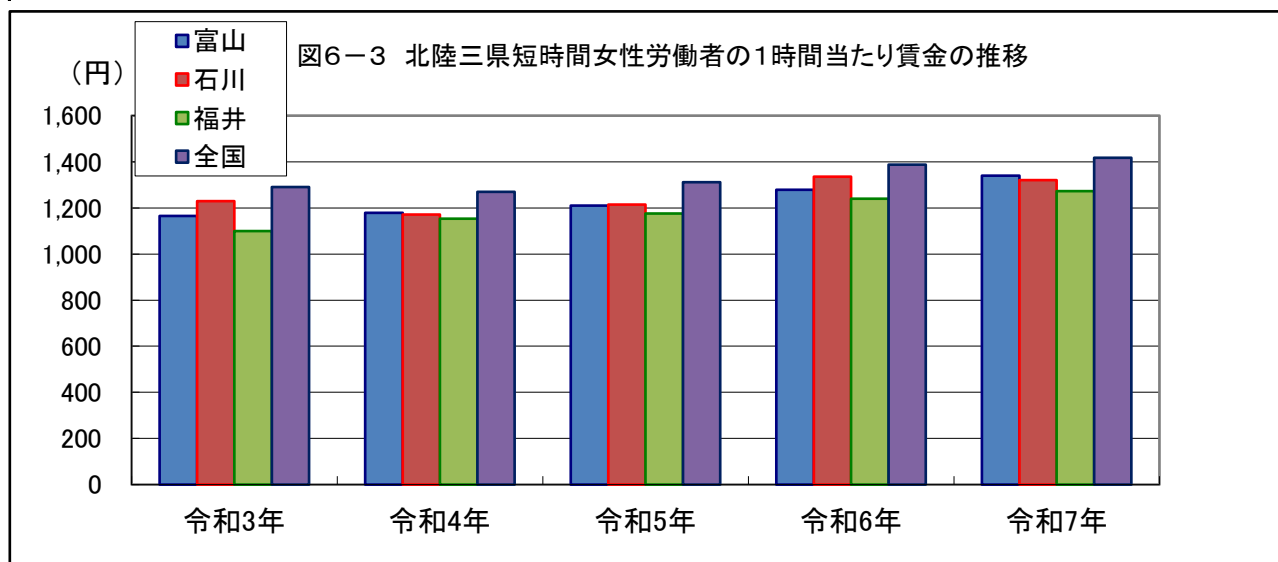


表6-3 北陸三県短時間女性労働者の1時間当たり賃金の推移(産業計, 規模10人以上)

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	1,165	90.3	1,179	92.8	1,210	92.2	1,278	92.1	1,340	94.5
石川	1,229	95.3	1,171	92.2	1,215	92.6	1,335	96.3	1,320	93.1
福井	1,100	85.3	1,153	90.8	1,176	89.6	1,239	89.3	1,273	89.8
全国	1,290	100.0	1,270	100.0	1,312	100.0	1,387	100.0	1,418	100.0

(格差: 全国=100)

（３）高校卒初任給（富山県）

おおむね増加傾向にある。特に、令和7年は大幅に増加した。

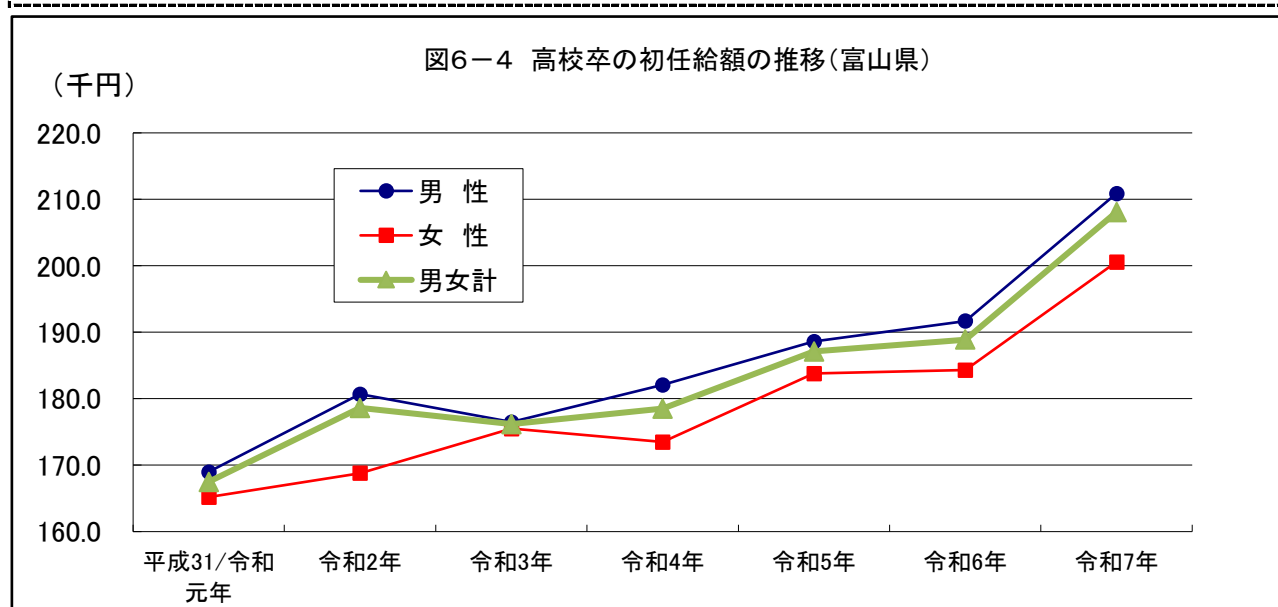


表6-4 高校卒の初任給額の推移(富山県)

(千円)

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
男性	169.0	180.7	176.5	182.1	188.6	191.7	210.9
女性	165.2	168.8	175.5	173.5	183.8	184.3	200.6
男女計	167.5	178.6	176.2	178.5	187.1	188.9	208.1

注: 令和2年以降、初任給額の調査が廃止され、新規学卒者の所定内給与額（通勤手当含む）として集計。

7 企業倒産

富山県の倒産件数については、令和6年は減少したが、令和7年は再び増加に転じた。

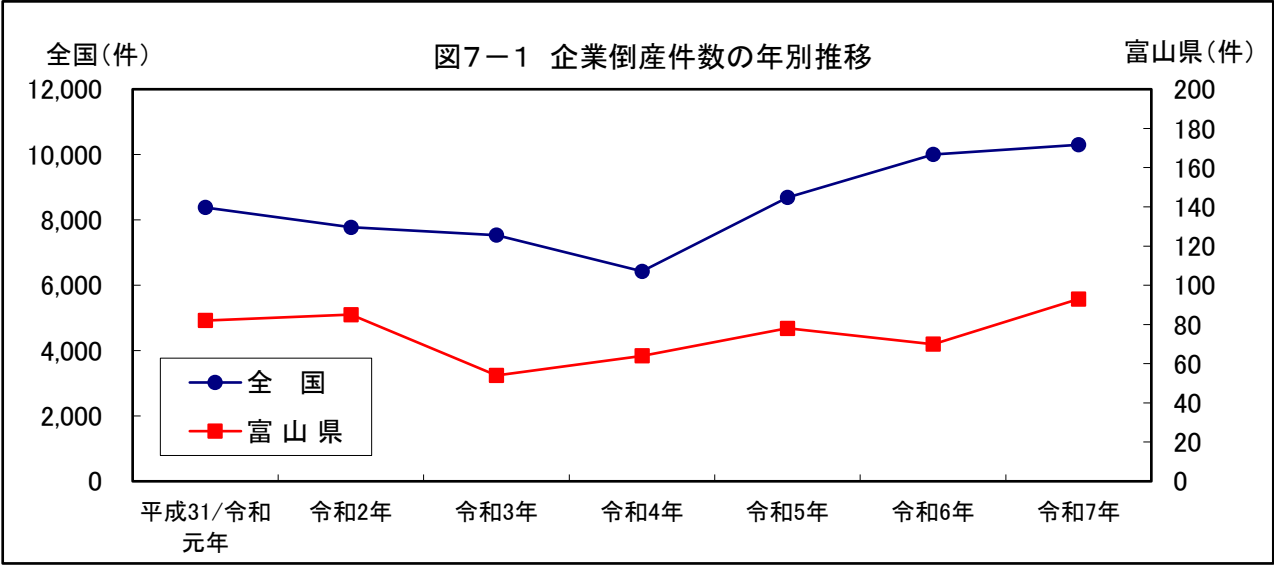


表7-1 企業倒産件数の年別推移（東京商工リサーチ）（件）

	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 国	8,383	7,773	7,535	6,428	8,690	10,006	10,300
富 山 県	82	85	54	64	78	70	93

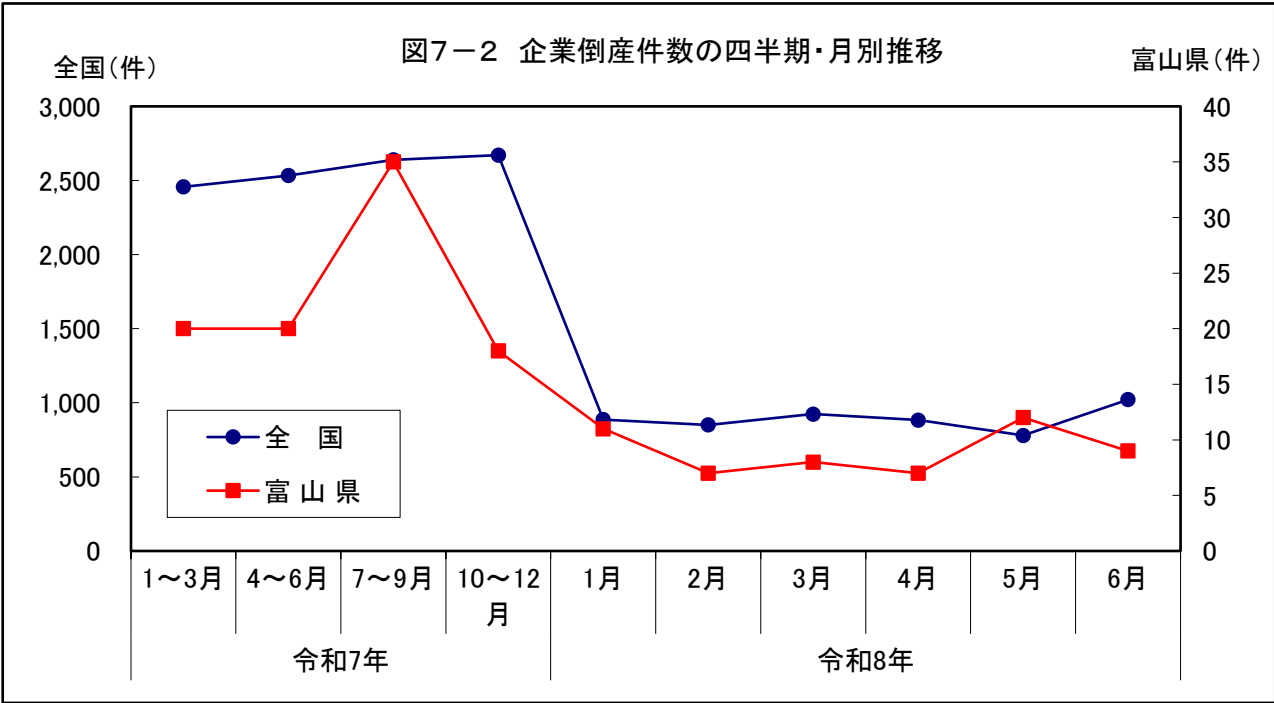


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移（東京商工リサーチ）（件）

	令和7年				令和8年					
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	2,457	2,533	2,639	2,671	887	851	924	883	780	1,021
富 山 県	20	20	35	18	11	7	8	7	12	9

令和 8 年春季賃上げ妥結等状況（富山県）

調 査 機 関	連 合 富 山	富 山 県 経 営 者 協 会
集 計 期 日	令和 8 年 6 月 17 日現在	令和 8 年 6 月 5 日（最終集計）
調 査 対 象	傘下組合	会員企業及び 県内主要企業
要 求 提 出 等	199 組合	—
要 求 額	加重平均 18,400 円 (6.32%)	— (— %)
妥 結 状 況	妥結組合数 181 組合	集計企業数 146 社
	加重平均 14,609 円 <u>改定率（ 5.05%）</u>	加重平均 13,360 円 <u>改定率（ 4.47%）</u>
（昨年の状況） 連合富山： 2025. 9. 26 集計結果 富山県経営者協会： 2025. 6. 6 集計結果	加重平均 14,069 円 改定率（ 5.14%）	加重平均 14,206 円 改定率（ 4.83%）

（参考）全国の状況

	連 合	経 団 連	日 商
妥 結 状 況	5.01% (組合員数 300 人未満 : 4.69%) 2026. 7. 3 集計	大手 : 5.46% ※原則 500 人以上 2026. 5. 27 集計	正社員 : 4.29% ※約 98%が 300 人未満 2026. 6. 8 発表

令和8年度
最低賃金に関する基礎調査結果

令和8年7月
富山労働局労働基準部賃金室

表1 令和8年度最低賃金基礎調査集計区分表

富山労働局

総計

大計

中計

明細

産業分類

調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1	製造業(明細番号9～13を除く)	E09～22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112,3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2	情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3	卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(I561を除く)、57、58、59(I 5911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4	学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5	宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6	生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7	医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8	サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9	非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10	玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12	百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13	自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。
産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

表2 令和8年度基礎調査 対象事業所数及び回答事業所数

項 目 産業分類	計	対 象 事 業 所 数			計	回 答 事 業 所 数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
調査産業計	24,241	18,909	4,785	547	850	483	239	128
地域別最低賃金適用産業計	23,784	18,798	4,572	414	581	426	132	23
製造業	3,202	1,947	842	413	87	36	29	22
情報通信業（新聞業、出版業）	36	30	5	1	2	0	1	1
卸売業、小売業	8,430	6,778	1,652		168	133	35	
学術研究、専門・技術サービス業	1,270	1,099	171		35	30	5	
宿泊業、飲食サービス業	3,304	2,659	645		73	54	19	
生活関連サービス業、娯楽業	2,152	1,920	232		50	43	7	
医療・福祉	2,687	1,972	715		89	64	25	
サービス業（他に分類されないもの）	2,703	2,393	310		77	66	11	
特定（産業別）最低賃金適用産業計	457	111	213	133	269	57	107	105
アルミ関連等製造業	116	31	43	42	67	17	21	29
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	72	18	21	33	67	16	17	34
電気機械器具製造業	163	50	67	46	82	20	26	36
百貨店、総合スーパーマーケット（＊）	12			12	6			6
自動車（新車）小売業	94	12	82		47	4	43	

(*)「百貨店、総合スーパーマーケット」については、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。

最低賃金基礎調査結果

1 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

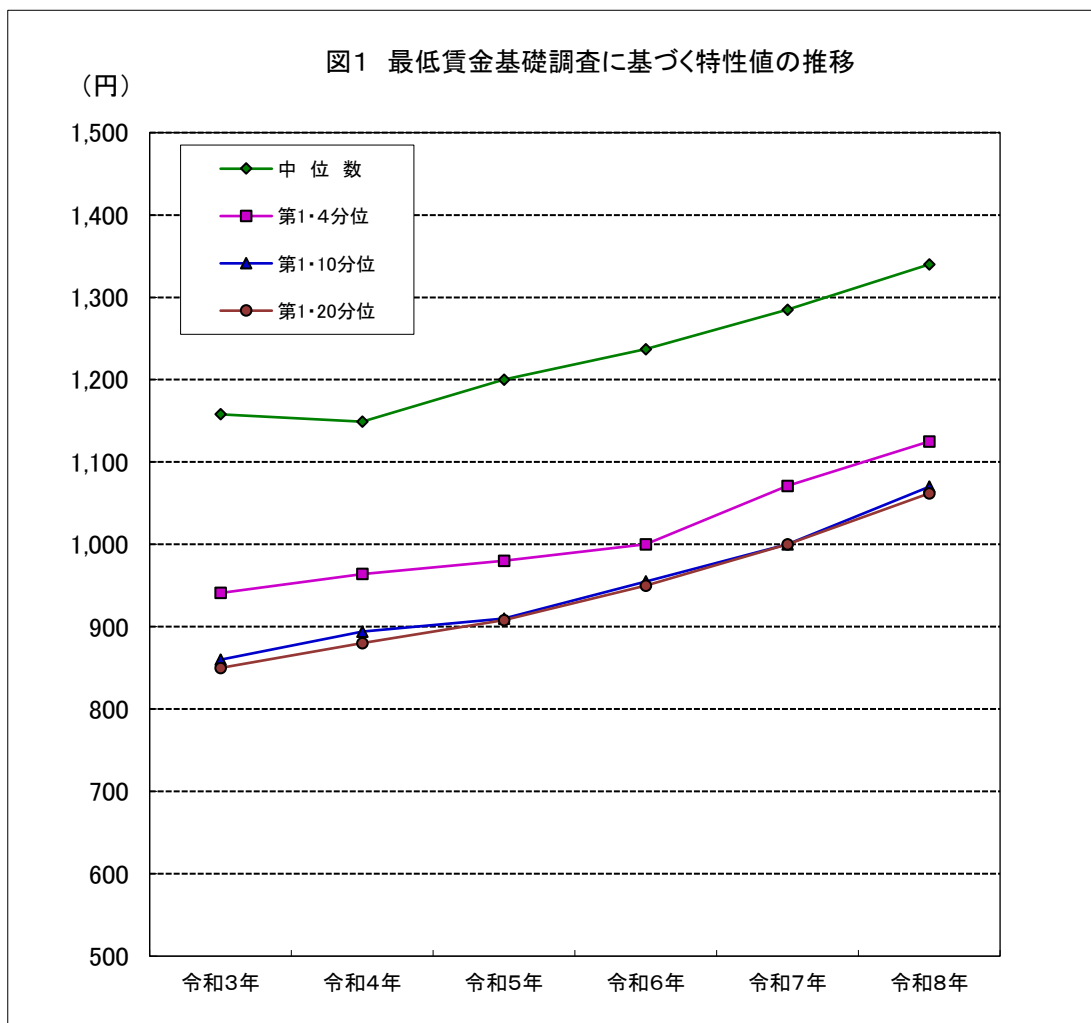


表3 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
第1・20分位	金額(円)	850	880	908	950	1,000	1,062
	前年比(%)	0.00	3.53	3.18	4.63	5.26	6.20
第1・10分位	金額(円)	860	894	910	955	1,000	1,070
	前年比(%)	0.58	3.95	1.79	4.95	4.71	7.00
第1・4分位	金額(円)	941	964	980	1,000	1,071	1,125
	前年比(%)	0.53	2.44	1.66	2.04	7.10	5.04
中位数	金額(円)	1,158	1,149	1,200	1,237	1,285	1,340
	前年比(%)	1.14	-0.78	4.44	3.08	3.88	4.28
【参考】 富山県最低賃金(円)		849	877	908	948	998	1,062

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

※ 各特性値は、全て確定値である。

※ 最低賃金は、本調査の対象月(6月)に適用されていた額である。

2 産業別特性値

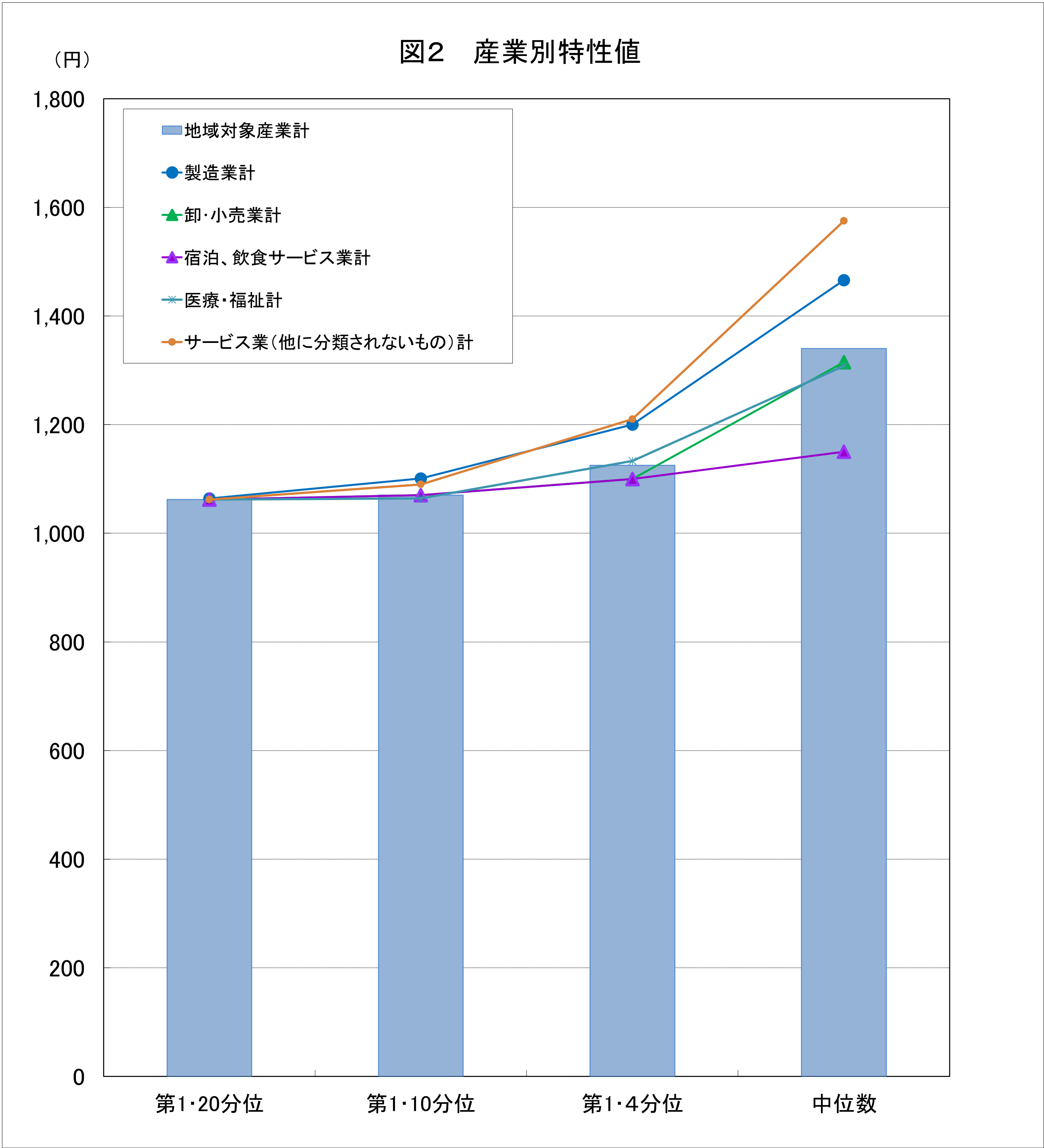


表4 産業別特性値

	地域対象産業計	製造業計	卸・小売業計	宿泊、 飲食サービス業計	医療・福祉計	サービス業(他に分類されないもの)計
第 1 ・ 20 分 位	1,062	1,064	1,062	1,062	1,062	1,062
第 1 ・ 10 分 位	1,070	1,101	1,070	1,070	1,064	1,090
第 1 ・ 4 分 位	1,125	1,200	1,100	1,100	1,133	1,210
中 位 数	1,340	1,466	1,315	1,150	1,308	1,575

3 特性値の前年度との比較

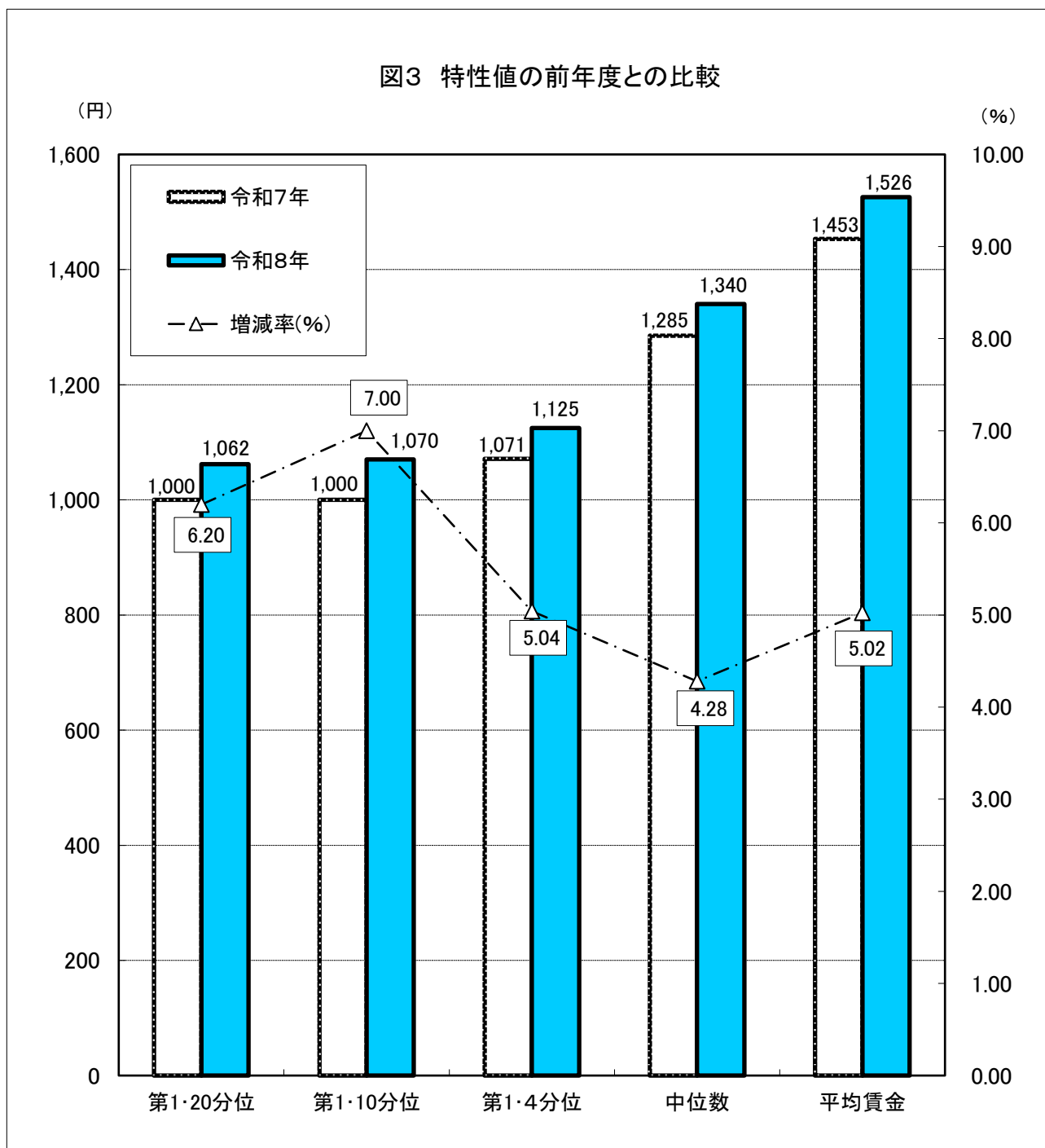


表5 特性値の前年度との比較

特性値	令和7年	令和8年	増減率(%)
第 1 ・ 20 分 位	1,000	1,062	6.20
第 1 ・ 10 分 位	1,000	1,070	7.00
第 1 ・ 4 分 位	1,071	1,125	5.04
中 位 数	1,285	1,340	4.28
平 均 賃 金	1,453	1,526	5.02

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

富山県最低賃金改正による影響率

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
計	176,738	65,197	80,766	30,775
円	4,778	2,493	1,557	727
1,061	(2.7)	(3.8)	(1.9)	(2.4)
1,062	10,748 (6.1)	5,005 (7.7)	4,686 (5.8)	1,057 (3.4)
1,063	11,003 (6.2)	5,090 (7.8)	4,836 (6.0)	1,077 (3.5)
1,064	11,261 (6.4)	5,250 (8.1)	4,934 (6.1)	1,077 (3.5)
1,065	12,708 (7.2)	6,172 (9.5)	5,332 (6.6)	1,204 (3.9)
1,066	12,788 (7.2)	6,239 (9.6)	5,338 (6.6)	1,210 (3.9)
1,067	12,890 (7.3)	6,331 (9.7)	5,350 (6.6)	1,210 (3.9)
1,068	12,905 (7.3)	6,333 (9.7)	5,356 (6.6)	1,216 (4.0)
1,069	12,909 (7.3)	6,333 (9.7)	5,356 (6.6)	1,220 (4.0)
1,070	21,136 (12.0)	8,526 (13.1)	11,274 (14.0)	1,335 (4.3)
1,071	21,268 (12.0)	8,593 (13.2)	11,323 (14.0)	1,352 (4.4)
1,072	21,472 (12.1)	8,750 (13.4)	11,363 (14.1)	1,358 (4.4)
1,073	21,531 (12.2)	8,755 (13.4)	11,411 (14.1)	1,365 (4.4)
1,074	21,912 (12.4)	8,784 (13.5)	11,760 (14.6)	1,368 (4.4)
1,075	22,910 (13.0)	9,205 (14.1)	12,241 (15.2)	1,464 (4.8)
1,076	23,058 (13.0)	9,244 (14.2)	12,313 (15.2)	1,501 (4.9)
1,077	23,171 (13.1)	9,343 (14.3)	12,317 (15.2)	1,512 (4.9)
1,078	23,313 (13.2)	9,382 (14.4)	12,412 (15.4)	1,519 (4.9)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,079	23,434 (13.3)	9,385 (14.4)	12,516 (15.5)	1,533 (5.0)
1,080	25,021 (14.2)	9,933 (15.2)	13,399 (16.6)	1,689 (5.5)
1,081	25,405 (14.4)	10,277 (15.8)	13,399 (16.6)	1,730 (5.6)
1,082	25,694 (14.5)	10,449 (16.0)	13,489 (16.7)	1,756 (5.7)
1,083	25,813 (14.6)	10,449 (16.0)	13,584 (16.8)	1,780 (5.8)
1,084	25,865 (14.6)	10,479 (16.1)	13,606 (16.8)	1,780 (5.8)
1,085	26,287 (14.9)	10,524 (16.1)	13,956 (17.3)	1,807 (5.9)
1,086	26,517 (15.0)	10,566 (16.2)	14,051 (17.4)	1,900 (6.2)
1,087	26,555 (15.0)	10,600 (16.3)	14,055 (17.4)	1,900 (6.2)
1,088	26,634 (15.1)	10,664 (16.4)	14,068 (17.4)	1,902 (6.2)
1,089	26,641 (15.1)	10,664 (16.4)	14,068 (17.4)	1,909 (6.2)
1,090	28,149 (15.9)	11,485 (17.6)	14,700 (18.2)	1,963 (6.4)
1,091	28,167 (15.9)	11,493 (17.6)	14,704 (18.2)	1,969 (6.4)
1,092	28,227 (16.0)	11,533 (17.7)	14,711 (18.2)	1,983 (6.4)
1,093	28,309 (16.0)	11,565 (17.7)	14,756 (18.3)	1,988 (6.5)
1,094	28,374 (16.1)	11,565 (17.7)	14,821 (18.4)	1,988 (6.5)
1,095	28,447 (16.1)	11,600 (17.8)	14,835 (18.4)	2,012 (6.5)
1,096	28,579 (16.2)	11,600 (17.8)	14,962 (18.5)	2,018 (6.6)
1,097	28,672 (16.2)	11,681 (17.9)	14,973 (18.5)	2,018 (6.6)
1,098	28,846 (16.3)	11,791 (18.1)	14,973 (18.5)	2,082 (6.8)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,099	29,002 (16.4)	11,898 (18.2)	14,976 (18.5)	2,128 (6.9)
1,100	37,996 (21.5)	16,575 (25.4)	19,118 (23.7)	2,303 (7.5)
1,101	38,106 (21.6)	16,579 (25.4)	19,207 (23.8)	2,320 (7.5)
1,102	38,474 (21.8)	16,744 (25.7)	19,293 (23.9)	2,437 (7.9)
1,103	38,514 (21.8)	16,744 (25.7)	19,332 (23.9)	2,437 (7.9)
1,104	38,624 (21.9)	16,816 (25.8)	19,367 (24.0)	2,441 (7.9)
1,105	38,929 (22.0)	16,967 (26.0)	19,509 (24.2)	2,453 (8.0)
1,106	39,229 (22.2)	17,049 (26.2)	19,727 (24.4)	2,453 (8.0)
1,107	39,522 (22.4)	17,217 (26.4)	19,810 (24.5)	2,495 (8.1)
1,108	39,663 (22.4)	17,318 (26.6)	19,829 (24.6)	2,516 (8.2)
1,109	39,852 (22.5)	17,348 (26.6)	19,942 (24.7)	2,562 (8.3)
1,110	40,328 (22.8)	17,411 (26.7)	20,290 (25.1)	2,627 (8.5)
1,111	40,477 (22.9)	17,454 (26.8)	20,379 (25.2)	2,645 (8.6)
1,112	40,819 (23.1)	17,491 (26.8)	20,566 (25.5)	2,762 (9.0)
1,113	41,324 (23.4)	17,826 (27.3)	20,730 (25.7)	2,768 (9.0)
1,114	41,465 (23.5)	17,932 (27.5)	20,758 (25.7)	2,775 (9.0)
1,115	41,844 (23.7)	18,061 (27.7)	20,887 (25.9)	2,896 (9.4)
1,116	41,916 (23.7)	18,130 (27.8)	20,887 (25.9)	2,899 (9.4)
1,117	42,096 (23.8)	18,175 (27.9)	20,887 (25.9)	3,033 (9.9)
1,118	42,147 (23.8)	18,178 (27.9)	20,937 (25.9)	3,033 (9.9)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,119	42,577 (24.1)	18,433 (28.3)	21,090 (26.1)	3,054 (9.9)
1,120	43,640 (24.7)	18,857 (28.9)	21,526 (26.7)	3,257 (10.6)
1,121	43,836 (24.8)	19,013 (29.2)	21,563 (26.7)	3,260 (10.6)
1,122	43,921 (24.9)	19,013 (29.2)	21,630 (26.8)	3,278 (10.7)
1,123	44,004 (24.9)	19,016 (29.2)	21,634 (26.8)	3,354 (10.9)
1,124	44,052 (24.9)	19,056 (29.2)	21,641 (26.8)	3,354 (10.9)
1,125	44,291 (25.1)	19,135 (29.3)	21,776 (27.0)	3,381 (11.0)
1,126	44,405 (25.1)	19,191 (29.4)	21,824 (27.0)	3,390 (11.0)
1,127	44,445 (25.1)	19,191 (29.4)	21,853 (27.1)	3,401 (11.1)
1,128	44,489 (25.2)	19,191 (29.4)	21,893 (27.1)	3,405 (11.1)
1,129	44,545 (25.2)	19,231 (29.5)	21,897 (27.1)	3,418 (11.1)
1,130	45,249 (25.6)	19,507 (29.9)	22,242 (27.5)	3,500 (11.4)
1,131	45,418 (25.7)	19,625 (30.1)	22,285 (27.6)	3,509 (11.4)
1,132	45,536 (25.8)	19,693 (30.2)	22,288 (27.6)	3,554 (11.5)
1,133	45,952 (26.0)	19,764 (30.3)	22,631 (28.0)	3,558 (11.6)
1,134	45,958 (26.0)	19,764 (30.3)	22,633 (28.0)	3,562 (11.6)
1,135	46,167 (26.1)	19,803 (30.4)	22,767 (28.2)	3,596 (11.7)
1,136	46,853 (26.5)	20,257 (31.1)	22,926 (28.4)	3,670 (11.9)
1,137	47,012 (26.6)	20,257 (31.1)	23,031 (28.5)	3,724 (12.1)
1,138	47,064 (26.6)	20,257 (31.1)	23,035 (28.5)	3,772 (12.3)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	累積労働者数 (累積構成比)	規模別		
		1～9人	10～29人	30～99人
1,139	47,128 (26.7)	20,257 (31.1)	23,090 (28.6)	3,781 (12.3)
1,140	47,611 (26.9)	20,358 (31.2)	23,443 (29.0)	3,810 (12.4)
1,141	47,782 (27.0)	20,438 (31.3)	23,486 (29.1)	3,858 (12.5)
1,142	47,903 (27.1)	20,465 (31.4)	23,520 (29.1)	3,918 (12.7)
1,143	47,982 (27.1)	20,465 (31.4)	23,586 (29.2)	3,932 (12.8)
1,144	48,090 (27.2)	20,533 (31.5)	23,622 (29.2)	3,935 (12.8)

集計産業：1.製造業2.新聞業、出版業3.卸売業、小売業4.学術研究、専門・技術
サービス業5.宿泊業、飲食サービス業6.生活関連サービス業、娯楽業7.医療、福祉
8.サービス業（他に分類されないもの）

富山県最低賃金改正による影響率の推移

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
改正額 (引上げ額)	877円 (28円)	908円 (31円)	948円 (40円)	998円 (50円)	1,062円 (64円)
影響率	13.5%	14.9%	17.1%	19.4%	23.7%

令和8年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,541 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,711	1,729	30.3%
B ランク	6,108	2,133	34.9%
C ランク	4,722	1,684	35.7%
合計	16,541	5,546	33.5%

4. 集計労働者 33,528 人

（うち、令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和8年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和8年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和8年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和6年度分、令和7年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和8年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和8年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和7年6月分、令和8年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和7年6月分、令和8年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和7年6月分、令和8年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	52.3	0.8	25.5	21.3	100.0	49.5	0.4	34.9	15.2	100.0	51.2	1.4	24.7	22.8	100.0	58.3	0.2	22.6	18.9
B	100.0	51.8	0.3	26.1	21.7	100.0	50.5	0.1	22.4	27.0	100.0	52.0	0.5	23.9	23.6	100.0	69.0	0.0	13.7	17.3
C	100.0	55.9	0.6	20.7	22.9	100.0	49.8	0.4	17.2	32.6	100.0	54.9	0.3	21.4	23.4	100.0	63.3	1.2	16.2	19.3
計	100.0	52.5	0.5	25.2	21.7	100.0	50.0	0.3	27.1	22.7	100.0	52.1	0.8	23.8	23.3	100.0	63.1	0.2	18.4	18.3
R7年	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	40.3	0.5	29.3	29.9	100.0	38.1	0.9	44.8	16.3	100.0	72.8	0.4	7.4	19.4	100.0	53.8	1.6	21.3	23.2
B	100.0	34.7	0.0	41.3	24.0	100.0	44.0	0.3	34.9	20.8	100.0	74.9	0.6	8.5	16.0	100.0	44.9	0.2	37.7	17.2
C	100.0	46.2	0.0	27.7	26.0	100.0	46.4	0.6	27.4	25.6	100.0	76.6	0.3	9.2	13.8	100.0	56.6	2.5	22.4	18.5
計	100.0	38.5	0.2	34.8	26.5	100.0	41.9	0.6	38.0	19.5	100.0	74.2	0.5	8.1	17.2	100.0	49.7	1.0	29.8	19.5
R7年	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業, 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.2	4.2	4.0	4.4	5.1	4.6	3.7	4.8	-13.5	-10.9	-5.2	-40.0	-40.5	-26.6	-7.3	-14.9	2.1	2.0	2.0	2.5	1.8	1.5	2.7	2.3
B	4.3	4.3	3.8	4.6	6.4	6.0	3.7	3.3	-5.5	-7.9	-4.3			-10.0	-6.4	-4.3	2.2	2.2	1.9	3.2	2.2	2.6	2.7	1.5
C	4.5	3.9	4.6	3.6	5.3	5.6	3.6	4.9	-17.1	-1.5	-16.9	-37.5		-1.0	-31.2	-14.3	2.4	1.9	2.4	1.8	2.5	2.6	2.7	2.4
計	4.3	4.2	4.0	4.4	5.7	5.4	3.7	4.1	-11.9	-8.9	-5.6	-38.6	-40.5	-19.2	-9.0	-13.8	2.2	2.1	2.0	2.7	2.1	2.2	2.7	1.9
R 7 年	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	-9.6	-6.7	-14.3	-15.2	-3.9	-15.9	-2.3	-8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.2 %	3.0 %	4.6 %	0.57	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.9 %	3.2 %	5.8 %	0.61
B	1.5	3.0	5.5	0.67	1.4	3.0	5.8	0.73	1.4	3.0	5.0	0.60	1.6	3.0	5.0	0.57
C	1.6	3.5	6.0	0.63	1.0	2.2	5.0	0.91	1.5	3.6	6.2	0.65	1.1	3.4	4.8	0.54
計	1.5	3.0	5.2	0.62	1.3	3.0	5.0	0.62	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	5.5	0.67
R7年	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数	第1・四分位数	中位数	第3・四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	2.0 %	4.0 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.0 %	5.3 %	0.67	1.5 %	2.8 %	5.0 %	0.63	1.5 %	3.4 %	4.8 %	0.49
B	2.0	5.0	10.1	0.81	2.0	4.2	9.3	0.87	1.5	3.0	5.0	0.58	1.4	2.8	4.3	0.52
C	2.0	5.0	8.0	0.60	1.6	4.6	9.0	0.80	1.5	3.0	5.0	0.58	2.4	3.6	6.0	0.50
計	2.0	5.0	7.6	0.56	2.0	4.2	6.5	0.54	1.5	3.0	5.0	0.58	1.5	3.0	4.8	0.55
R7年	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。
2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年
男	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
女	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
男	A	1,856	1,891	1.9	1.6	1,824	1,857	1.8	1.1	1,909	1,949	2.1	2.3	2,145	2,273	6.0	1.0	1,469	1,504	2.4	1.7	1,754	1,746	-0.5	-1.1	1,907	1,926	1.0	-0.3	1,941	1,912	-1.5	3.0
	B	1,631	1,681	3.1	1.8	1,681	1,721	2.4	1.6	1,637	1,708	4.3	2.4	1,984	2,049	3.3	0.4	1,319	1,357	2.9	2.7	1,442	1,495	3.7	-0.6	1,642	1,692	3.0	0.8	1,647	1,683	2.2	1.7
	C	1,500	1,540	2.7	2.3	1,508	1,539	2.1	2.3	1,501	1,551	3.3	2.1	1,851	1,882	1.7	0.7	1,217	1,234	1.4	5.0	1,333	1,364	2.3	0.3	1,534	1,596	4.0	2.8	1,547	1,580	2.1	3.0
	計	1,707	1,750	2.5	1.8	1,720	1,757	2.2	1.4	1,728	1,783	3.2	2.3	2,050	2,143	4.5	0.7	1,372	1,406	2.5	2.6	1,566	1,590	1.5	-0.7	1,738	1,776	2.2	0.5	1,741	1,753	0.7	2.4
女	A	1,511	1,554	2.8	2.6	1,367	1,414	3.4	2.3	1,516	1,557	2.7	3.3	1,713	1,763	2.9	1.3	1,269	1,309	3.2	2.5	1,308	1,344	2.8	0.4	1,653	1,704	3.1	2.8	1,580	1,609	1.8	2.8
	B	1,315	1,363	3.7	3.8	1,219	1,279	4.9	3.4	1,277	1,325	3.8	3.6	1,478	1,534	3.8	3.4	1,179	1,192	1.1	3.5	1,236	1,288	4.2	2.5	1,463	1,517	3.7	4.4	1,338	1,393	4.1	4.6
	C	1,240	1,290	4.0	3.4	1,149	1,197	4.2	3.9	1,222	1,272	4.1	3.4	1,421	1,472	3.6	1.4	1,106	1,148	3.8	3.8	1,174	1,223	4.2	3.4	1,339	1,393	4.0	3.5	1,280	1,337	4.5	3.5
	計	1,383	1,429	3.3	3.2	1,265	1,319	4.3	3.0	1,360	1,406	3.4	3.4	1,591	1,645	3.4	2.1	1,202	1,228	2.2	3.2	1,257	1,302	3.6	1.7	1,523	1,576	3.5	3.6	1,441	1,485	3.1	3.6

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年
一般 パート 計	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
一般	A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	-0.2	-1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	-0.2	3.6
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
	計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	-0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9
パート	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	-0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
	計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1

第４表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性 就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率		１時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年	R 7年 6月	R 8年 6月		R 7年
計	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
男	A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
	B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
	C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
	計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
女	A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
	B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
	C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
	計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
一 般	A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
	B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
	C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
	計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
パ ー ト	A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	-1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
	B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
	C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
	計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9

（資料注）第４表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和７年６月と令和８年６月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0％）。

参考 1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	86.5	6.0	1.6	5.8
B	100.0	79.4	9.6	2.7	8.3
C	100.0	70.9	16.1	5.2	7.8
計	100.0	81.1	9.1	2.6	7.2
	R 7 年	100.0	82.1	7.4	1.1

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２ 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	34.5	3.5	14.9	39.6	7.4	100.0	23.0	4.6	23.4	46.3	2.7	100.0	40.2	1.2	11.5	40.4	6.7	100.0	43.3	0.3	11.1	43.4	2.0
B	100.0	33.2	4.7	19.0	35.5	7.5	100.0	42.9	4.0	14.9	30.4	7.8	100.0	38.8	2.9	15.5	34.8	7.9	100.0	34.5	11.5	16.9	27.3	9.8
C	100.0	38.0	5.3	17.9	29.6	9.3	100.0	47.2	4.9	17.0	17.6	13.2	100.0	34.9	8.1	15.5	32.2	9.3	100.0	34.5	0.0	7.0	38.5	20.0
計	100.0	34.3	4.3	17.3	36.5	7.7	100.0	35.0	4.4	18.6	35.8	6.2	100.0	38.8	3.0	14.0	36.5	7.6	100.0	39.5	4.0	12.6	37.5	6.3
R 7 年	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	36.5	2.4	15.7	33.8	11.5	100.0	20.0	1.9	23.2	50.2	4.7	100.0	46.1	15.1	4.8	22.7	11.3	100.0	31.2	5.9	11.8	36.0	15.1
B	100.0	23.3	5.1	34.5	28.8	8.3	100.0	24.3	5.3	14.6	48.1	7.7	100.0	42.5	11.0	13.6	21.1	11.9	100.0	26.8	2.8	13.6	55.1	1.7
C	100.0	40.3	1.1	28.2	23.4	7.1	100.0	38.4	6.2	17.7	34.0	3.7	100.0	40.8	6.0	11.8	28.2	13.2	100.0	32.2	6.4	15.5	39.4	6.6
計	100.0	30.3	3.6	26.8	30.0	9.3	100.0	24.0	3.9	18.6	47.4	6.0	100.0	43.9	12.3	9.4	22.6	11.7	100.0	28.8	4.2	13.2	47.2	6.6
R 7 年	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5

(注) 事由 1 昨年同様、7 月以降実施の予定
 事由 2 昨年は 1 ～ 6 月に実施したが、今年は 7 月以降実施の予定
 事由 3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由 4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由 5 昨年は実施しなかったが、今年は 7 月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和 7 年	令和 8 年
40. 2	41. 1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和 7 年	令和 8 年
男性	41. 3	41. 3
女性	58. 7	58. 7

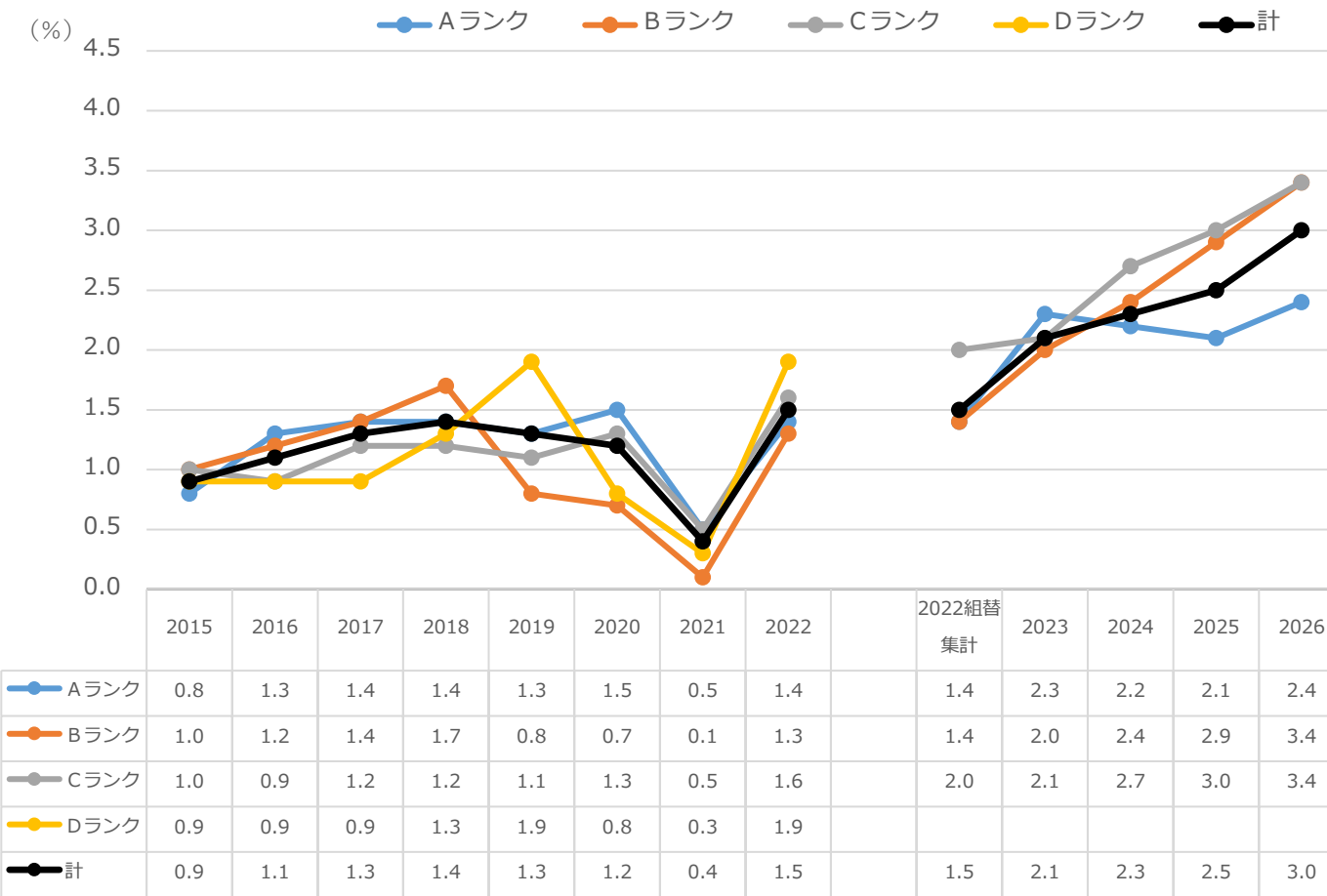
3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和 6 年度	令和 7 年度
247. 4	247. 1

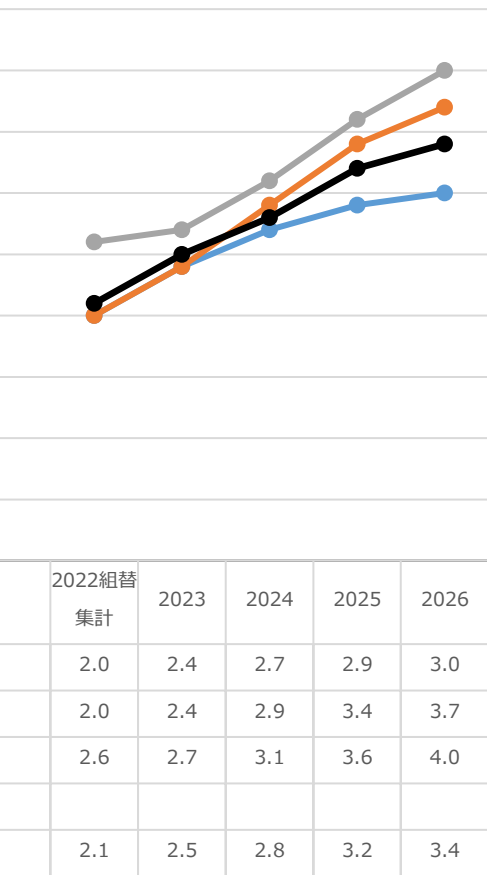
賃金改定状況調査結果第4表 ランク別賃金上昇率の推移

第4表①② ※第4表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第4表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）



(資料出所) 厚生労働省「賃金改定状況調査」
(注) 1. 各ランクは、各年における適用ランクである。
2. 「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

第4表③ ※第4表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年6月と当年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）



富タ協第 4 号
令和 8 年 7 月 13 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 様

富山県タクシー協
会長 土田 英喜

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はタクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の 6 割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

特に、県内における法人タクシー事業者は、車両数 30 両以下が約 92%、全ての事業者が従業員数 300 人以下の企業となっており、事業者全てが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。

タクシー事業の主たる収入である運賃については、本年 7 月 13 日、国による認可を受けて、乗務員の待遇改善や新規運転者の雇用確保の原資とすることとしておりますが、予期せぬ中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰や車両・整備費用の上昇をはじめとする物価上昇により、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

貴会におかれましては、最低賃金法第 9 条第 2 項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議を賜りますようお願いいたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



2026年7月16日

富山地方最低賃金審議会長 様

全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 大野 隆

レインボーユニオン
代表 山崎 武央

富山県支部
全国一般ランチュニオン
分会長 伊藤 厚志

最低賃金の改正決定に関する意見書

2025年度の富山県最低賃金は時給1,062円ですが、この金額では、1日8時間・週40時間働いた場合でも、月収約18万円にとどまり、現在の物価水準や生活実態を踏まえると、労働者が安定した生活を営むには不十分です。

そのため、富山県の最低賃金を、速やかに時給1,500円へ引き上げ、数年以内に1,700円を目指すこと、あわせて地域別最低賃金の格差縮小に向けた制度改正を下記のとおり求めます。また、審議会運営がより開かれたものとなるよう、現行の運営方法を再点検し、改善されることを要望します。

記

- 1 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにすること。労働組合が行っている生計費調査を重視すること。世界的な石油製品などの価格上昇・供給不足の懸念が生じており、今後の物価上昇の可能性も考慮すること。
- 2 最低賃金の水準は、ひとり親世帯の家計を支えられる最低賃金とすること。ILOの基準に



に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

- 3 最低賃金法第14条第2項における発効日の規定は、使用者に対する準備期間ではなく、周知のための期間であることを確認し、2026年度以降も10月発効とすること。
- 4 公共部門労働者の賃金引き上げを念頭に置いて、最低賃金引き上げの議論を行うこと。
- 5 最低賃金の決定に係る答申に、国に対して、「助成金等の支援策」、「下請取引の適正化・価格転嫁に向けた環境整備」、「官公需における取引条件の改善」、「税・社会保険料の減免」、「就業調整の原因となる税・社会保険制度の見直し」を要望すること。
- 5 透明性と納得感の高い審議会運営を行うこと。

以 上

2026年7月22日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 様

富山県労働組合総連合
議長 中山 洋一

2026年度富山県最低賃金額改定の検討にあたっての意見

富山県内の労働者の労働条件の向上と経済の健全な発展に向けご尽力いただいている貴審議会委員の皆様にご心からの敬意を表します。

さて、長期にわたる物価高騰のもと、食料品など生活必需費の上昇が続いています。子ども家庭庁によると2025年時点で一般世帯の平均年収813万円に対して母子世帯は303万円となっていますが、ひとり親の女性の半数が非正規労働者であり、子どもの教育格差や体験格差が深刻です。また、2024年の厚労省の毎月勤労統計調査では25～59歳の最低賃金近傍で働く労働者のうち、女性は36.9%であり、男性の11.3%に対して3倍以上を占めています。貧困問題はジェンダー問題でもあり、最低賃金の引上げは喫緊の課題です。

富山の最低賃金は昨年64円引き上げられ1062円となりましたが、最も高い東京と比べて1時間当たり164円もの差があります。これに対して厚労省の最賃小委員会向け資料では2025年の勤労者世帯の等価消費支出(1人あたりの公平な比較のための数値)は1ヵ月当たり212,667円であり、東京の213,052円と比べて月あたり385円の差(時間にすれば3円程度)しかありません。すなわち、県内の労働者全体の消費水準が東京に比べてほとんど差がないのに対して、最賃近傍で働く労働者の賃金が富山と東京ではあまりに差が大きいことを示しています。なお、消費者物価指数では東京は富山の1.05倍ですが、最低賃金は1.15倍です。

日本は世界ではまれな最低賃金の地域間格差の制度をとっている国ですが、近年では最低賃金の低い県で国の目安を大きく上回るケースが多くなっています。これは最低賃金の地域間競争が単に最下位の汚名を雪ぐためや隣県との対抗のために地元企業に能力以上の引上げを強いているということではなく、若者を中心に労働者が最低賃金の高い地域に移動する傾向へのやむを得ない対策によるものといえます。とりわけ、人手不足を補っている外国人労働者の都市部への集中は多くの中小企業にとって深刻です。地域間格差のある最低賃金制度そのものが制度疲労を起こしています。富山の求人倍率も1.65と全国2位に高止まりしており、若者の高卒以降の都市部への社会移動を緩和するためにも最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の確立が課題です。私たちの全国の仲間が行っている最低生計費調査では、昨今の物価高を踏まえどの地域でも1700円以上が必要だとの数値がでています。

最賃の全国一律制・大幅引き上げのためには中小企業への社会保険料の引き下げなど国による抜本的な改善が求められます。また、当面、業務改善助成金の申請件数は福井や石川の半数程度でありその引き上げや、未だに低い価格転嫁率の引き上げが課題となっています。

以上のことを踏まえて、次のことを貴審議会に求め、富山県労連の意見書とします。

- 1 地域最低賃金1700円を目指して大幅に引き上げること。
- 2 審議会として全国一律の最低賃金制度の必要性を意見としてあげること。
- 3 以上のことを実現するため中小企業支援を抜本的に改善するよう国に求めること。



全日本建設労働組合
富山県支部
委員 夫

富山
労働局
8.7.22
貸金室

以上

2026 年 7 月 22 日

富山地方最低賃金審議会会長 柳原佐智子 様

富山県医療労働組合連合会

執行委員長 前田洋志

(公印略)

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、 最低賃金額の大幅引き上げと全国一律制を求める意見書



労働者の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業であり、この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

このような状況下で、2024 年度「賃金構造基本統計調査」によれば看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 20,000 円低く、介護職に至っては同 83,333 円も低くなっています。年収ベースでは数十～百万円以上の格差があり、公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。24 時間 365 日、切れ目なく安全・安心で良質な医療・介護を提供し続けているが、ケア労働者の賃金が全産業平均にも及ばない低水準では、現状の人手不足に歯止めがかかるはずがありません。医療・介護職は選ばれない職種になりはじめており、とりわけ地方での人員確保が困難になっています。ケア労働者の賃金水準を地域別にみると、地域別最低賃金と相関性があることが明らかになっています。同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師、介護職員不足に拍車をかけています。人員不足は病院、介護事業所を経営困難に陥らせ、病院・介護事業所の倒産、病棟・事業所閉鎖は過去最多を更新しており、医療・介護崩壊がはじまっています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いいたします。

昨年、地域別最低賃金のランクが 4 段階から 3 段階に修正されましたが、全労連が実施した「最低生計費調査（2026 年 6 月現在、静岡県立大学短期大学部・中澤秀一准教授監修）」によれば、全国 29 都市の平均額は 1,700 円以上になっており、すでに地域間格差は無くなっています。さらに物価上昇を加味した試算では 1,800 円以上の結果も出ています。もはや最低賃金 1,500 円では、「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。これまで述べたように全国一律の最低賃金制度の新設がいかに理にかなっているか、ケア労働者の確保の点からも明白です。

政府は「骨太の方針 2026」で、「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」と明記していますが、現下の物価高騰に賃上げが追い付いていない状況からすれば、政府には労働者の生活安定に最優先で取り組む決意があるのか、現状に危機感を抱いていないのかと思わざるを得ません。

ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。

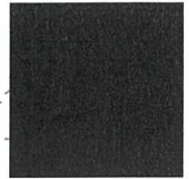
以上



富高教発第 88 号
2026 年 7 月 22 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 様

富山県高等学校教職員組
執行委員長 中山 洋



富山県最低賃金の大幅改善を求める意見書

労働者や若者の生活実態を踏まえて、最低賃金についてご審議いただいていることに敬意と謝意を表します。

さて、食料品や生活に必要な日用品の高騰が続いており、実質賃金は今年に入りようやくプラスに転じているものの一般家庭においては実感できるレベルには至らず、高校生たちの学校生活と卒業後の将来にも大きな不安を広げています。県内の定時制・通信制高校には、一食 300 円の給食費が払えない、シューズ代や選手登録費が出せず部活動をあきらめざるを得ないなど、経済的な理由で学ぶ権利を侵害されている高校生が引き続き相当数存在しているのが実態です。コロナ禍以降にいっそう顕在化している子どもの「教育格差」「体験格差」の拡大は、とりわけひとり親家庭で著しい「貧困」に起因していることが多く、増え続ける不登校や学齢期の子どもの自殺など、子どもたちの成長に暗い影を落としています。子ども・若者たちに明るい将来の展望を持たせるためにも、全体の 4 割に迫る非正規労働者も含めた賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消による景気回復は、国全体と地方に突き付けられている喫緊の課題です。

富山県の最低賃金は近年引上げられており、昨年は中央の目安に 1 円上乗せの 64 円引上げられ 1,062 円とされました。しかし、最も高い東京の 1,226 円より 164 円低く、全国平均 1,121 円との差は 59 円と 2 円拡大しています。一方で、全労連の最低生計費実態調査では、25 歳単身男性の最低生計費は、東京 23 区でも、盛岡・長野・静岡・鹿児島・那覇などの地方都市でも、時給換算で 1,700 円～1,800 円で大きな差はないという結果が出ています。これでは、特に最賃近傍で働くことが多い若年労働者や非正規労働者にとって、地方での生活に必要な生計費に賃金が追いつかない苦しいものにならざるを得ません。富山県の高校を卒業した若者が、県内で就業できる、あるいは県外に進学しても富山県に戻って就職でき、県内で展望をもって暮らし続けられる条件を整えるためにも、最低賃金の「全国一律制」が求められます。現在の「地域別」最賃は、先進諸国で最低水準の日本の最賃の要因ともなっています。これを克服し、「全国一律」の最賃大幅引上げによる賃金底上げを実現することは、労働者全体、とりわけ若年層や女性などの低賃金層の賃金改善に波及し、個人消費の活性化による景気回復と、地方からの若年世代の流出に歯止めをかけ、根本的・持続的な少子化対策としても有効です。

次代を担う子どもたちが夢に向かって思う存分学び、展望をもって社会に巣立っていくためには、手厚い中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善による労働者全体の賃金底上げが必要です。委員の皆様には、いまこそ求められる「社会的な賃上げ」を実現し、高校生・若者の学習権の保障と将来展望を拓くことも視野に入れた審議により、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申されますよう、切にお願い申し上げます。



富山県最低賃金専門部会委員名簿

任命年月日：令和8年7月23日

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	やなぎはら さ ち こ 柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	もろずみ りょうこ 両角 良子	富山大学 経済学部 教授
	よしだ ひろし 吉田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	いしだ やすひろ 石田 康博	日本労働組合総連合会富山県連合会 事務局長
	おおもり ひとし 大森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒川 智之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	てらやま おさむ 寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	のなか やすお 野中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役

(敬称略)

富山県最低賃金審議運営事項

令和 8 年 7 月 2 日
富山地方最低賃金審議会

令和 8 年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
 - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ 3 人とする。
 - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き 3 回を目安とする。
 - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - （4）専門部会の審議は、原則として午後 5 時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - （1）参考人は、労使それぞれ 9 人以内とする。
 - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第 4 条第 3 項第 3 号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第 2 条第 3 項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(参 考)

関 係 法 令

最低賃金法第 4 条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前 2 項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 1 月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第 4 条第 3 項第一号、第二号による厚生労働省令(最低賃金法施行規則)の定め

最低賃金法施行規則

第 1 条

- 1 最低賃金法（以下「法」という。）第 4 条第 3 項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。
- 2 法第 4 条第 3 項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。
 - 一 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金
 - 二 所定労働日以外の日での労働に対して支払われる賃金
 - 三 午後 10 時から午前 5 時まで（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後 11 時から午前 6 時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額をこえる部分

最低賃金法第 25 条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第 6 条

(中略)

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

令和8年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）

月 日 (曜)	時間帯	場 所	会 議 名	主 な 審 議 事 項
7月2日(木)	14:00～	富山労働局	【第1回本審】	・地域別最賃改正諮問 ・地域別最賃審議運営事項 ・当面の審議日程 ・基礎調査の実施
7月27日(月)	15:00～	富山労働局	【第2回本審】	・中賃目安伝達 ・労働経済等関係指標 ・基礎調査結果 ・公示による労使意見聴取報告
	(本審終了後)	富山労働局	地域専門部会（1）	・専門部会長、同代理の選出 ・専門部会運営規程 ・審議日程 ・参考人の意見聴取 ・生活保護に係る施策との整合性 ・労使の基本的主張
7月30日(木)	15:30～	富山労働局	地域専門部会（2）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月3日(月)	14:00～	富山労働局	地域専門部会（3）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月5日(水)	15:00～	富山労働局	地域専門部会（4）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	専門部会終了後	富山労働局	【第3回本審】	・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

(8月7日(金)) 予備日	14:00～	富山労働局	地域専門部会（予備）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	(専門部会終了後)	富山労働局	【第3回本審】（予備）	・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

8月18日(火)	15:00～	富山労働局	特別小委員会	・特定最賃改正決定の必要性の審議
8月21日(金) (第3回が8/7の場合は8月25日(火))	10:00～	富山労働局	【第4回本審】	・地域別最賃異議取扱い審議 ・特別小委員会報告 ・特定最賃改正決定の必要性答申 ・（特定最賃改正決定諮問）